

藤沢市立新林公園ほか24公園
指定管理者管理運営仕様書

藤沢市 都市整備部
公園課

藤沢市立新林公園ほか24公園指定管理者管理運営仕様書目次

はじめに	1
第1章 指定管理対象公園及び留意事項	
I 対象となる公園	1
II 法令等の遵守	2
III 本市の施策との関係及び業務遂行にあたっての留意事項	2
IV 調査及び監査等	5
第2章 指定管理者が行う業務の内容	
I 公園施設の維持管理業務	
1 施設清掃業務	5
2 巡回・警備等業務	5
3 施設保守管理業務	5
4 遊具点検業務	6
5 植物管理業務	6
6 廃棄物の処理	7
7 その他必要事項	7
8 管理数量	7
II 各公園管理における特記事項	7
III 公園愛護会等に対する支援業務	9
IV 有料公園施設の管理運営業務	
1 有料公園施設の供用日及び供用時間並びに休場日	9
2 有料公園施設の利用に係る業務	10
3 利用料金	10
4 有料公園施設の優先利用	10
5 利用者等への配慮	10
6 特記事項	11
第3章 自主事業について	
1 企画事業	11
2 物販事業	11
3 その他	12
4 共通事項	12

第4章 その他

1	職員の配置	12
2	物品の帰属等	12
3	引継ぎ	12
4	その他の協議すべき事項	12
別紙1	藤沢市立新林公園ほか24公園施設の概要	13
別紙2	管理数量	43
別紙3	遊水地緊急時の対応（水害）	69
別紙4	ウェブアプリケーションのセキュリティ対策に関する仕様書	70

藤沢市立新林公園ほか24公園指定管理者管理運営仕様書

はじめに

藤沢市（以下「市」という。）が藤沢市立新林公園ほか24公園の管理運営及び施設の維持管理を指定管理者が行うにあたり、管理の仕様を次のとおり定めるものである。

指定管理者が行う管理業務の内容及び管理方法等は、原則として、募集要項及び本仕様書によるものとする。なお、本仕様書に記載している内容は、最低限の管理運営水準を定めたものであり、これ以上の提案を妨げるものではない。

第1章 指定管理対象公園及び留意事項

I 対象となる公園

- 1 藤沢市立新林公園（藤沢市川名字新林411番1）
- 2 藤沢市立大庭城址公園（藤沢市大庭字城山5230番1）
- 3 藤沢市立片瀬山公園（藤沢市片瀬三丁目2800番1）
- 4 藤沢市立引地川親水公園（藤沢市大庭字中沢6510番）
- 5 藤沢市立桐原公園（藤沢市桐原町5番）
- 6 藤沢市立遠藤公園（藤沢市遠藤字南大平639番2）
- 7 藤沢市立湘南台公園（藤沢市湘南台七丁目16番）
- 8 藤沢市立神台公園（藤沢市辻堂神台一丁目6番2）
- 9 藤沢市立西浜公園（藤沢市片瀬海岸三丁目2932番925）
- 10 藤沢市立辻堂南部公園（藤沢市辻堂西海岸三丁目7181番8）
- 11 藤沢市立境川緑地（藤沢市大鋸二丁目47番1他）
- 12 藤沢市立引地川緑地（藤沢市鵜沼海岸二丁目～藤沢市湘南台二丁目地内他（竜宮橋～湘南台橋他））
- 13 藤沢市立伊勢山緑地（藤沢四丁目6297番1）
- 14 藤沢市立烏森公園（鵜沼神明二丁目907番）
- 15 藤沢市立柄沢公園（藤が岡三丁目20番）
- 16 藤沢市立円行公園（湘南台三丁目6番）
- 17 藤沢市立翠ヶ丘公園（西富字西原593番2）
- 18 藤沢市立小糸台公園（大庭字七塚5055番18）
- 19 藤沢市立御殿辺公園（藤沢二丁目2089番1）
- 20 藤沢市立二番構公園（大庭字二番構5528番）
- 21 藤沢市立舟地藏公園（大庭字小糸5143番）
- 22 藤沢市立天神公園（天神町二丁目14番）
- 23 藤沢市立なかむら公園（石川一丁目29番36）
- 24 藤沢市立宮ノ下公園（柄沢一丁目20番地の1）
- 25 藤沢市立下土棚遊水地公園（下土棚字大下1274番2）

II 法令等の遵守

業務の実施にあたっては、法令及び市の例規を遵守するものとする。

- 1 地方自治法
- 2 都市公園法、都市公園法施行令、都市公園法施行規則
- 3 藤沢市都市公園条例、藤沢市都市公園条例施行規則
- 4 藤沢市有料公園施設等使用規則
- 5 藤沢市新林公園古民家及び長屋門管理規則
- 6 水道法、消防法、建築物における衛生環境の確保に関する法律、施設維持、設備保守点検に関する法規
- 7 藤沢市情報公開条例
- 8 個人情報の保護に関する法律
- 9 藤沢市文化財保護条例、藤沢市文化財保護条例施行規則
- 10 労働基準法
- 11 その他関連法令

III 本市の施策との関係及び業務遂行にあたっての留意事項

指定管理者は、公の施設に関する業務を市に代わって行うことから、指定管理者も本市と同様の行動が求められる。

また、業務の実施にあたっては、本市の政策理念を施設の管理運営に最大限反映する努力をしなければならない。

(1) 本市の施策への理解及び協力事務

施設所有者である本市の施策を理解した上で、指定管理者は施設の維持管理及び各種事業を実施すること。これは、本市の実施する事業については、必要に応じて協力することを意味する。

ア 本市の公園緑地行政に関する事業が、本施設において実施される場合には、積極的に協力すること（例：Park-PFI等）。

イ 指定管理者は、市が出席を要請した会議等に出席すること。また、適宜、連絡調整会議を開催するなど、関係機関・団体等との連絡調整を図ること。

ウ 指定管理者は、市及び教育委員会、市内の公共的体育関係団体が実施する事業に協力すること。

(2) 藤沢市緑の基本計画への理解

本市は、緑に関する内容をより具体化した「藤沢市緑の基本計画」を策定し、本市の環境を保全・創造していく基本的考え方を示すための計画としている。指定管理者が事業を実施するときは、この基本方針に基づいて行うこと。

(3) 環境への配慮

本市は「藤沢市地球温暖化対策実行計画」を策定し、市が率先して地球温暖化対策に取り組んでいる。指定管理者も同様に、環境への負荷の低減が図られる資材の利用や、環境に配慮した役務の提供等、計画趣旨に基づいた取組を行うこと。

(4) 藤沢市生物多様性地域戦略への理解

本市は、「藤沢市生物多様性地域戦略」を策定し、「生物多様性の『保全』及び『持続可能な利用』に関する基本的な計画」に基づき、各施策を実施している。指定管理者が事業を実施するときは、この基本方針に基づいて行うこと。

(5) SDGs への理解

各種事業を行うにあたっては、「藤沢市 SDGs 共創指針」に基づき SDGs の達成に貢献するよう取組の実施に努めること。

(6) 個人情報保護及び情報公開

個人情報の取り扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法第57号）に基づいて行い、全ての職員に徹底すること。また、情報公開については、「藤沢市情報公開条例」（平成13年藤沢市条例第3号）に基づいて事務を行うこと。

(7) 人権指針

各種事業を行うにあたっては、「藤沢市人権施策推進指針」に基づき、人権尊重の視点に立った管理運営を行うこと。

(8) 暴力団の排除

「藤沢市暴力団排除条例（平成23年藤沢市条例第18号）」の趣旨を踏まえ、市等と連携及び協力して排除に努めること。

(9) 障がい者を理由とする差別の解消の推進

「障がい者差別解消法」にもとづき、本市が定めた「藤沢市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に従い、施設利用者に合理的な配慮を行うこと。

(10) 文書等の作成・管理

「藤沢市公文書等の管理に関する条例」（平成28年藤沢市条例第6号）に基づき、適正な文書の作成・管理を行うこと。

(11) 法令遵守

法令遵守への取組について行い、またコンプライアンスに関わる事故が発生した場合の対応等が適切に行われる仕組みを構築すること。

(12) ウェブサイトにおける情報発信及びセキュリティ対策の実施

専用ウェブサイトにより施設に関する情報を発信すること。なお、ウェブサイトの管理に当たっては、別紙4ウェブアプリケーションのセキュリティ対策に関する仕様書や運営規則等を作成し、厳重なセキュリティ対策を構築すること。

(13) 再委託について

指定管理者は、本事業を一括して第三者に委託し、又は、請け負わせてはならない。ただし、業務の一部についてあらかじめ市が認めた場合はこの限りではない。

(14) 愛護会等団体への配慮

公園の日常的な清掃や除草等の業務について、愛護会等の事業として活動を行っている団体が存する場合には、当該団体と連携をとり実施しなければならない。

(15) 守秘義務

職務上知り得た情報は、本市の認める情報以外は一切外に漏らしてはならない。また、その職を辞した後も同様とする。

(16) 非常時における対応体制

防火管理者を定め必要に応じて自衛消防組織を組成するとともに、災害・事故等への対応については、本市と協議のうえ各種対応マニュアルを策定し、災害等発生時における利用者の安全確保のため、適切な措置を講ずることのできるリスク管理体制を整えること。

(17) 事業計画書及び収支予算書の提出

毎年度末までに次年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、提出すること。

(18) 事業実績報告書の提出

ア 月例業務報告書の提出

指定管理者は、毎日の施設管理運営業務の状況（月報、写真等）及び利用者数収納金額等を記録し毎月15日までに、前月分の報告書を市に提出すること。

イ 総括業務報告書の提出

年度分の総括業務報告書を作成して市長が指定する日までに提出しなければならない。

(19) モニタリング及び藤沢市公の施設指定管理者評価委員会評価の実施

指定管理者は、施設における管理運営サービスの質の向上を目的に、その管理運営の状況に関して、指定管理者及び当該施設の所管課等によるモニタリングと本市が求めた場合には、藤沢市公の施設指定管理者評価委員会による評価を行うものとする。これにより得られた評価は随時、日々の業務に反映させるほか、事業報告書に記載し、次年度以降の業務に反映させること。

ア モニタリング

モニタリングは毎年度行うものとし、年度における実施時期は、指定管理者が四半期毎（年度中に4回）に、当該施設の所管課等が半期毎（年度中に2回）に、行うものとする。

イ 藤沢市公の施設指定管理者評価委員会評価

評価の時期は、原則、指定期間の3年目に行うものとし、評価結果は、市ホームページ等により一般に公開するものとする。

(20) 利用統計書類等の作成業務

指定管理者は、本市から指示のあった場合に、本施設に関わる利用統計や利用状況等をその指示に応じた形で期限までに報告すること。

(21) 施設運営の改善

指定管理者は、施設利用者の利便性の向上の観点から、アンケート等により施設利用者の意見・要望・苦情等を調査し、その結果及び施設運営改善への反映状況について、本市に報告すること。

(22) 保険への加入

施設における事故、管理作業時の事故等に備え「施設管理者賠償責任保険」等に加入するものとする。

(23) 危機管理について

事故や災害発生時などの緊急時の体制、連絡方法、対応（マニュアル等）、研修体制を整備すること。また、公園で想定されるあらゆるリスク（危険木含む）に対する予防措置対応を行うこと。

(24) 災害時の対応

藤沢市地域防災計画により、指定緊急避難場所（大規模火災）に指定されている公園については、火災が延焼拡大して地域全体が危険な状態になったとき、延焼火災が収束するまでの一時的な避難場所になることを踏まえ、指定管理者は日ごろから施設の安全点検を行うとともに定期的に防災訓練を実施し、利用者の安全確保や混乱防止に努めること。

(25) 受動喫煙防止を推進するためのガイドライン

藤沢市公共的施設等における受動喫煙防止を推進するためのガイドラインに準拠したサービスの提供に努めること。

IV 調査及び監査等

市は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者の管理する施設の適正を期するため、必要があると認めるときは指定管理者に対して、当該指定管理業務の業務又は経理の状況について、報告を求め、実施について調査し、又は必要な指示をすることができる。

第2章 指定管理者が行う業務の内容

I 公園施設の維持管理業務

1 施設清掃業務

公園施設の快適な利用環境を保つため、次のとおり清掃業務を実施すること

- (1) 常時公園内を清潔に保つため、園内清掃、池清掃、落ち葉清掃等の日常清掃及び定期清掃を実施すること。
- (2) 建物についても、日常清掃及び定期清掃を実施し、施設を清潔に保つこと。また、必要に応じて臨時清掃を実施すること。
- (3) トイレについては、利用者に不快感を与えないように定期的に清掃を行うほか、利用状況により臨時清掃を実施すること。ベビーシート等のトイレ内施設については利用者が安心して使用できるよう定期的に点検し、清潔に保つこと。
- (4) 清掃業務を実施する際は、施設利用者の妨げとならないよう清掃時間・箇所を注意を払い実施すること。

2 巡回・警備等業務

- (1) 公園施設内の秩序を維持し、事故や利用者間のトラブル、盗難等の犯罪、火災等を防止するため、公園の巡回を行うこと。巡回時に迷惑、危険となるような行為が見受けられた場合には、利用者に指導し、理解を得ること。また、新林公園、大庭城址公園、引地川親水公園、下土棚遊水地公園においては、園内の巡回を行うことにより利用状況を常に把握し、利用者の安全確保に努めること。
- (2) (1)の規定する公園の巡回は、有人管理時間中は、朝夕各1回行うこととし、その際には、公園管理者であることが分かる腕章をつけること。なお、公園利用状況により巡回数の増は妨げない。
- (3) 園内の建物警備においては、休館日や開館時間外等指定管理者が直接施設の管理ができない時間帯は、警備機器等を使用し警備できるようにすること。
- (4) 管理人が在駐時に施設の説明を求められた場合には、来園者に対し概要説明を行うこと。
- (5) 園内において来園者が怪我や病気等により、緊急措置を必要とする場合には、直ちに救急車の出動要請や医療機関等に連絡を行うなど、緊急対応をすること

3 施設保守管理業務

- (1) 指定管理者は、供用時間の定められている建物、駐車場並びに屋外トイレ等の門扉の解錠・施錠を行い、適正に管理すること。
- (2) 設備点検については、常に当該設備が正常に作動するよう日常点検を行うものとし、特に法令の定めのある場合は、当該法令の定めるところにより点検業務を実施しなければならない。
- (3) 特殊点検業務は次のとおりとする。

ア 電気（高圧）保安保守業務

大庭城址公園及び桐原公園の電気（高圧）施設は、年次点検及び4月、6月、10月、12月、2月に月次点検を行うこと。

イ 浄化槽清掃業務

浄化槽施設の維持管理は、浄化槽法に基づき、年1回の清掃に準拠し、適合するよう実施すること。

ウ 車止め点検業務

車止めの外観及び機能の異常の有無について点検するもので、脱着式及び落とし込み式の場合、実働させ点検すること。

(4) 公園施設に不具合を発見した場合における対応は、次のとおりとする。

ア 1件100万円未満で対応できる小規模な修繕については、指定管理者の負担により修繕を実施すること。1件100万円以上の修繕は市で行う。ただし、修繕の内容により、市と協議が必要な場合においてはこの限りではない。

イ 1件100万円以上の修繕であっても、市と協議した上、指定管理者が実施すべき修繕と判断された場合、また、施設管理上必要な工事等で市長が特に認めた場合には、指定管理者の負担により修繕を実施することができる。

4 遊具点検業務

(1) 公園遊具については、基準に定めのない限り、月1回の日常点検を行うものとする。

(2) 上記のほか、専門業者による定期点検を年1回行うものとする。

5 植物管理業務

園内樹木植栽等を適正な状態に保つため、次の業務を行うこと。

(1) 樹木管理 高木、中低木及び樹林等の剪定、刈り込み、病虫害防除、枯損木の処理等、その他の管理作業

(2) 芝生管理 芝生の草刈り、施肥、除草、補植、灌水、その他の管理作業

(3) 草花管理 花壇地の宿根草等の植付、中間管理等、その他の管理作業

(4) 草地管理 植栽地内の育成管理作業として機械除草、人力除草、その他の管理作業

(5) 特殊管理 花木園地等の病虫害駆除、施肥、除草、灌水、その他の管理作業

(6) 新林公園、引地川親水公園、大庭城址公園、引地川緑地（親水広場含む）、湘南台公園、円行公園、なかむら公園、二番構公園、舟地藏公園、御殿辺公園のフジ管理については、市民団体と連携を図り、花殻摘み・花後剪定・夏期剪定・冬期剪定を行いつつ、開花の充実を図るような管理を行うこと。

(7) 病虫害駆除において、農薬を散布する場合には、近隣への周知内容を事前に市に報告すること。また、散布実施の際には、公園利用者及び近隣住民等の安全確保を図るとともに、散布内容を記録し保管すること。

(8) カラスの巣の除去

ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による「有害鳥獣の捕獲等（鳥類の卵の採取等）許可申請書 従事者証交付申請書」の手続きについては、藤沢市環境保全課に申請すること。

イ 指定管理者は、許可期間の満了後は、速やかに環境保全課へ捕獲実績の報告を行うとともに、許可証を返納すること。

ウ 巣の中の卵やヒナについては、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」、「動物の殺処分方法に関する指針」等に基づき、適正に処理する。

エ 指定管理者は、許可条件等を遵守し、必要な報告等は速やかに行うこと。

6 廃棄物の処理

(1) ゴミの収集は、所定の分別を行い指定場所に集積し、風やカラスによる散乱を防ぐこと。

(2) 廃棄物処理にあたっては、次のとおり実施すること。

ア 作業中は、利用者等に支障とならないように十分配慮し、廃棄物を公園内に落下させないように措置するとともに、廃棄物の積込み後は集積所付近を清掃する。

イ 剪定枝等の処理については、(株)アグリパートナーズ(藤沢市円行1-13-12)、(株)都実業グリーンリサイクル(茅ヶ崎市赤羽根3895番地)又は(株)グリーントーカーズ海老名事業所(海老名市本郷487-1)へ搬入し処理すること。また、基準外剪定枝等については所定の許可業者に搬入し、適切に処理すること。ただし、当該施設の運営が終了した場合は、基準外剪定枝の処理と同様とする。

ウ 各業務で発生した公園内の一般廃棄物及び不燃廃棄物は、本市清掃施設への搬入処分または、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に基づく一般廃棄物処理業者へ委託し、適正に処理すること。

エ 災害時の緊急対応等についても実施すること。

7 その他必要事項

(1) 維持管理等の作業中は、必要に応じて「作業中」等の表示を行うなど、利用者の安全・利便に配慮すること。

(2) その他市長が指定管理業務にあたり必要と認めた事項を実施すること。

8 管理数量

43ページからの別紙2のとおり

指定管理業務開始後に、公園区域の変更や園内施設の増減等が生じた場合には、速やかに本市と指定管理者で協議を行い、必要な手続きを行うこととする。

II 各公園管理における特記事項

1 新林公園

(1) 古民家及び長屋門の管理

・管理人を配置することし、配置時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。

・古民家に見学者が来た際の対応を行うこと。

・床下消毒のため、防腐防塵作業を行うこと。

2 大庭城址公園

(1) 管理事務所には、管理人を配置し、配置時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、駐車場開閉時間が延長となる期間については、この限りではない。

(2) 障がい者用駐車場が園内(大芝生広場前)にあることから、障がい者の入園の際には、正門入口の車止め柵の撤去・設置を行い、誘導等来園者の安全に配慮すること。

(3) 花見シーズンにおける臨時駐車場については、市と指定管理者において、別途協議するものとする。

3 引地川親水公園

(1) 管理事務所には、管理人を配置し、配置時間は、原則として午前8時30分から午

後5時15分までとする。ただし、駐車場等の開閉時間が延長となる期間については、この限りではない。

- (2) 有料公園施設利用者への対応を行うこと。
- (3) 球技場、多目的広場、球技場横駐車場（以下「球技場等」という。）については、大庭遊水地内に設置されていることから、引地川増水時などの緊急時においては、園内を巡視し、来園者がいた場合には、速やかに退園するよう注意を促すこと。（緊急時の対応については、別紙3「遊水地緊急時の対応（水害）」を参照すること。）
- (4) 有人管理時間内における球技場等冠水時には、人員の立入を制限し、施設利用を一切禁止して、安全の確保に努めるとともに、指定管理者は、速やかに状況把握の上、本市に報告すること。
- (5) 利用者に不快感を与えることのないように定期的に清掃を行うこととし、洪水後は速やかな清掃等を行い、安全を確認後、早期の利用再開に努めること。
- (6) 花見シーズンにおける臨時駐車場については、本市と指定管理者において、別途協議するものとする。
- (7) 大庭遊水地内南側のフェンスで囲まれた広場については、既存のものを活用し、市民サービスの向上に努めること。

4 湘南台公園

- (1) 管理事務所には、管理人を配置し、配置時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (2) 有料公園施設利用者への対応を行うこと。

5 遠藤公園

- (1) 管理事務所には、管理人を配置し、配置時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (2) 有料公園施設利用者への対応を行うこと。

6 辻堂南部公園

- (1) 管理事務所と駐車場に、管理人を配置し、配置時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、駐車場等の開閉時間が延長となる期間については、この限りではない。
- (2) 有料公園施設利用者への対応を行うこと。

7 西浜公園

- (1) 管理事務所には、管理人を配置し、常駐時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (2) 有料公園施設利用者への対応を行うこと。

8 引地川緑地

(1) 親水広場

噴水広場への立入については、引地川の状況により、利用者の安全確保を図るため必要な場合においては、立入を制限することができる。

9 小糸台公園

- (1) 園内の一部に草花等の希少種が自生しているため草刈り時期については注意が必要。また、園内のピオトープ箇所（池）には立ち入らないこと。斜度30度以上の急傾斜地除草箇所は、滑落防止のため、安全带や草刈りスパイク等を着用して作業すること。

10 なかむら公園

(1) 公園に隣接する墓地内の公園課用地についても清掃及び植栽管理をすること。

11 宮ノ下公園

(1) 日々のトイレ及びスポーツ広場の開閉が必要。斜度30度以上の急傾斜地除草箇所は、滑落防止のため、安全带や草刈りスパイク等を着用して作業すること。

12 下土棚遊水地公園

(1) 管理事務所には、管理人を配置し、配置時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、駐車場等の開閉時間が延長となる期間については、この限りではない。また、夜間は門扉等の閉鎖施錠をし、立入禁止とする。

(2) 広場は、遊水地内に設置されていることから、引地川増水時などの緊急時においては、園内を巡視し、来園者がいた場合には、速やかに退園するよう注意を促すこと。(緊急時の対応については、別紙3「遊水地緊急時の対応(水害)」を参照すること。)

(3) 有人管理時間内における球技場等冠水時には、人員の立入を制限し、施設利用を一切禁止して、安全の確保に努めるとともに、指定管理者は、速やかに状況把握の上、本市に報告すること。

(4) 憩い広場、活動芝生広場、活動グラウンドについては、利用者が憩い遊べる空間として、安全で快適な多目的利用に供する維持管理を行うこととし、芝生等の保護育成や施設等の安全管理を図ること。

(5) 利用者に不快感を与えることのないように定期的に清掃を行うこととし、洪水後は速やかな清掃等を行い、安全を確認後、早期の利用再開に努めること。

(6) 事故防止のための施設点検整備を行うこと。

III 公園愛護会等に対する支援業務

1 指定管理者は、藤沢市公園愛護活動実施要綱、藤沢市総合公園美化保全活動推進実施要綱及び藤沢市公園内特定箇所美化保全活動推進実施要綱に基づき、結成された公園愛護会等が存する公園においては、当該公園の管理運営について次のとおり行うものとする。

(1) 公園管理に係る公園愛護会等との協議・調整

(2) 公園愛護活動を支援するための相談、情報提供及び技術支援

2 愛護会等のある公園(令和5年4月1日現在)

(1) 総合公園美化保全活動推進団体「みどりの会」

新林公園

(2) 公園内特定箇所美化保全活動推進団体「円行公園竹林の会」

円行公園

(3) 愛護会

西浜公園、伊勢山緑地、烏森公園、柄沢公園、翠ヶ丘公園、小糸台公園、御殿辺公園、舟地藏公園、天神公園

IV 有料公園施設の管理運営業務

桐原公園、遠藤公園、湘南台公園、引地川親水公園、西浜公園及び辻堂南部公園に設置されている有料公園施設(以下「有料公園施設」という。)については、次の内容に従い、管理運営を行い、それぞれの施設が持つ機能を十分発揮できるようにすること。

1 有料公園施設の供用日及び供用時間並びに休場日

本書内の13ページ以降の別紙1「藤沢市立新林公園ほか24公園施設の概要」を参照すること。

2 有料公園施設の利用に係る業務

- (1) 有料公園施設及び付属設備の利用に係る業務は「藤沢市都市公園条例」「藤沢市都市公園条例同施行規則」及び「藤沢市有料公園施設等使用規則」を遵守し行うものとする。
- (2) 有料公園施設の利用に係る業務のうち一部について、藤沢市スポーツ施設予約システム（以下「予約システム」という。）による管理を認める。ただし、予約システムを令和6年度中に更新する予定があるため、現行の予約システムによる管理は令和6年度のみとする。予約システムで可能な業務は次のとおり。

ア 有料公園施設の予約申込の受付

イ 受け付けた予約の予約抽選事務

ウ 「有料公園施設等使用許可決定通知書」の発行

なお、予約システムによる管理を行う場合、本市及び予約システムの管理権限を有する秋葉台公園の指定管理者（以下「運動施設指定管理者」という。）と事前に協議を行うこと。

3 利用料金

(1) 利用料金

ア 指定管理者は、有料公園の各施設並びに設備の利用料金を、本市が条例で規定する区分に応じた金額の範囲内で、本市の承認を得て設定することとし、割引料金等は本市の承認を得て、設定することができることとする。

イ 設定した利用料金は、原則として指定期間内は変更できないこととする。

ウ 有料公園施設並びに設備の利用料金は、指定管理者の収入とする。

(2) 利用料金の減免等

ア 指定管理者は、本市が条例規則で定めた基準に基づき施設並びに設備の利用料金を減免しなければならない。

イ 指定管理者は、本市が特に利用料金の減免が必要であると認める場合は、それに従い施設並びに設備の利用料金を減免しなければならない。

ウ 指定管理者が徴収した利用料金は、原則として不還付とするが、災害その他使用の許可を受けた者の責めに帰すべき事由がないと認められる場合は、還付することができる。

(3) 予約システムによる管理を行う場合の利用料金の徴収及び精算等

ア 利用料金の徴収については、運動施設指定管理者が行うものとする。

イ 運動施設指定管理者と当該施設の指定管理者間で各施設の利用料金及び設備利用料金の精算について別途協議すること。

4 有料公園施設の優先利用

有料公園施設の優先利用については、関係各部署と事前に調整すること。

5 利用者等への配慮

(1) 利用者への指導、助言

指定管理者は、市民が施設を利用する際、安全かつ適正に施設利用ができるよう必要な指導、助言を行うものとする。

(2) 受付業務等

指定管理者は、受付業務に常時1名以上配置し、市民へのサービスに支障がないようにすること。ただし、桐原公園は除く。

(3) その他

- ア 指定管理者は、利用者からの相談を受け、利用の前に十分な打合せを行うこと。
- イ 各種利用のための申請書類及び利用の手引書を作成し、電話による問い合わせや施設見学等に対応すること。
- ウ 施設内及び案内パンフレット等に指定管理者により管理運営されている施設であることを表示すること。

(4) 施設の損傷又は滅失の届出

指定管理者は、利用者が施設等を損傷し、又は滅失させたときは、直ちにその旨を市に届け出なければならない。

6 特記事項

(1) 新規施設予約システム導入に伴う対応

- ア 指定管理者は、新たな施設予約システムを市が導入する際には、市と協力して運用方法の変更を含め、設備の導入等必要な対応をすること。また、独自のシステムを使用していた場合も、本市の新規システムの運用に支障のないように対応すること。（令和6年度中から導入することを検討中）
- イ 藤沢市DX推進計画に基づき、キャッシュレスの導入に取り組むこと、また、決済手数料については指定管理者の負担とすること。

(2) 駐車場有料化に伴う対応

駐車場のある公園については現時点で有料化を検討しているため、市と協力して、設備の導入等必要な対応をすること。（導入することを検討中）

第3章 自主事業について

1 企画事業

- (1) 指定管理者は、公園利用促進を目的とした事業を、自らが管理運営を行っている公園及び有料公園施設において提案し実施することができる。また、必要に応じて事業参加者から参加料金を徴収して実施することができる。
- (2) 企画事業を実施する場合には、事前にその内容及び参加料金を徴収する場合には参加料金の額について、市の承認を得ること。

2 物販事業

- (1) 指定管理者は、公園利用者の利便性の向上に資するため、売店や自動販売機、公衆電話等を設置することができる。この場合において、指定管理者は、法令に基づく公園施設設置許可を得なければならない。
- (2) 提供・販売する内容、方法及び料金等は指定管理者が定めるものとする。この場合においても、事前に市と協議をし、承認を得なければならない。ただし、煙草の販売

をすることはできない。

3 その他

- (1) 指定管理者は、その他、施設の使用促進・利便性向上等を考慮した事業を提案し、市の承認を得て実施することができる。
- (2) 指定管理者は、地域住民等と連携し、地域住民等のアイデアを活かした事業を提案し、より魅力的な公園づくりに努めること。
- (3) 指定管理者は、自主事業を実施するに当たって、必要に応じて自らの負担で施設の改修・内装工事を行うことができる。ただし、工事前にその内容について本市の承認を得ることとし、指定期間終了時には自らの負担により現状に復すること。

4 共通事項

藤沢市DX推進計画に基づき、キャッシュレスの導入を検討すること。

第4章 その他

1 職員の配置

- (1) 25公園施設全体の管理責任者を常勤雇用で1名配置すること。
- (2) 防火管理者を置くこと。

2 物品の帰属等

(1) 物品の帰属

- ア 備え付けの物品や本市が購入し委任した物品については本市に帰属する。
- イ 指定管理者が、指定期間中に本市から支払われた費用により購入した物品については、指定管理者に帰属するものとする。

(2) 注意義務

物品の使用及び管理については、善良な指定管理者の注意義務をもって行うこと。

(3) 処分等

- ア 指定管理者は、本市に帰属する物品等に処分等の異動があったときは、その都度、本市に報告すること。
- イ 指定管理者は、本市の備品台帳に記載された備品等を適正に管理し、整理・処分等する必要が生じた場合は、事前に本市の承認を得ること。

(4) 報告

指定管理者は、本市に帰属する物品等について、年度末の現在高と照合の上、毎年4月末日までに本市に報告すること。

3 引継ぎ

指定管理者は、指定期間終了時に引き継ぎ書を作成し、次期指定管理者が業務を円滑に、支障なく遂行できるように引き継ぐこと。また、備品等の引き継ぎについても配慮すること。

4 その他の協議すべき事項

この仕様に定めがない事項又は疑義が生じたときは、市及び指定管理者間で協議の上、決定することとする。

以 上

藤 沢 市 立 新 林 公 園 ほ か 2 4 公 園 施 設 の 概 要

1 新林公園施設の概要

- 1 施設名 藤沢市立新林公園
- 2 所在地 藤沢市川名字新林4 1 1 番 1
- 3 開設年月日等
 - (1) 都市計画決定年月日 昭和 47 年 3 月 14 日（最終）（都市計画決定面積 16.2ha）
 - (2) 供用開始年月日 昭和 55 年 3 月 31 日
 - (3) 供用済面積 16.16 ha
 - (4) 公園種別 総合公園

4 施設概要

- (1) 公園施設（有料公園施設以外の公園施設）

古民家、長屋門、入口広場、冒険広場、芝生広場、休憩広場、展望台、池、湿性植物区、樹林地、植栽、花壇、藤棚、四阿、ベンチ、遊具類、園路、園名板、屋外トイレ、駐車場、照明灯、フェンス等

- (2) 有料公園施設

なし

5 公園施設の供用日等

- (1) 古民家、長屋門、屋外トイレ、駐車場、公園管理用施設を除いて年間を通じて開放しています。

- (2) 古民家、長屋門、屋外トイレ、駐車場

①供用日及び供用時間

施設名	期 間	供 用 時 間
古民家、長屋門	1月4日から12月28日までの日	午前9時から午後4時30分まで
駐車場	1月1日から12月31日までの日	午前9時から午後4時30分まで
屋外トイレ	1月1日から12月31日までの日	午前8時から午後5時まで
	屋外トイレの開閉時間は、指定管理者が、施設の安全管理上支障のない範囲で変更できるものとします。	

②休場日

施設名	休 場 日
古民家、長屋門	12月29日から翌年1月3日までの日 月曜日（当日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は、その翌日、休日の翌日が休日の場合にはその翌日）
駐車場	なし
屋外トイレ	なし

6 留意事項

- (1) 供用日、供用時間等については、指定管理者が必要と認める場合には、市長の承認を得て変更することができます。
- (2) 保守点検等その他の施設点検を行うため必要であると認める日及び時間については、本市と調整の上休場することができます。

2 大庭城址公園施設の概要

1 施設名 藤沢市立大庭城址公園

2 所在地 藤沢市大庭字城山5230番1

3 開設年月日等

- (1) 都市計画決定年月日 昭和54年3月2日（最終）（都市計画決定面積 11.8ha）
- (2) 供用開始年月日 昭和60年3月31日
- (3) 供用済面積 12.58ha
- (4) 公園種別 総合公園

4 施設概要

(1) 公園施設（有料公園施設以外の施設）

管理事務所、大芝生広場、休憩広場、チビっ子冒険広場、花の広場、館跡広場、足型の丘、バラ園、植栽、花壇、樹林地、藤棚、四阿、ベンチ、遊具類、園路、園名板、屋外トイレ、駐車場、駐輪場、照明灯、フェンス等

(2) 有料公園施設

なし

5 公園施設の供用日等

(1) 管理事務所、駐車場を除いて年間を通じて開放しています。

(2) 管理事務所、駐車場

①供用日及び供用時間

施設名	期間	供用時間
管理事務所	1月4日から3月31日まで及び 10月1日から12月28日までの日	午前8時30分から午後5時まで
	4月1日から9月30日までの日	午前8時30分から午後6時まで
駐車場	1月1日から3月31日まで及び 10月1日から12月31日までの日	午前9時から午後4時30分まで
	4月1日から9月30日までの日	午前9時から午後5時30分まで
屋外トイレ	1月1日から3月31日まで及び 10月1日から12月31日までの日	午前8時20分から午後4時40分まで
	4月1日から9月30日までの日	午前8時20分から午後5時40分まで

②休場日

施設名	休場日
管理事務所	12月29日から翌年1月3日までの日 月曜日（当日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は、その翌日、休日の翌日が休日の場合にはその翌日）
駐車場	なし

6 留意事項

(1) 供用日、供用時間等については、指定管理者が必要と認める場合には、市長の承認を得て変更することができます。

(2) 保守点検等その他の施設点検を行うため必要であると認める日及び時間については、本市と調整の上休場することができます。

3 片瀬山公園施設の概要

1 施設名 藤沢市立片瀬山公園

2 所在地 藤沢市片瀬三丁目2800番1

3 開設年月日等

(1) 都市計画決定年月日 昭和45年11月2日（最終）（都市計画決定面積9.5ha）

(2) 供用開始年月日 昭和48年4月1日

(3) 供用済面積 2.87ha

(4) 公園種別 風致公園

4 施設概要

(1) 公園施設（有料公園施設以外の公園施設）

広場、植栽、花壇、樹林地、ベンチ、遊具類、園路、屋外トイレ、照明灯、フェンス等、

(2) 有料公園施設

なし

5 公園施設の供用日等

(1) 年間を通じて開放しています。ただし、樹林地については、一般者の立入禁止区域があります。

① 供用日及び供用時間

施設名	期間	供用時間
屋外トイレ	1月1日から12月31日までの日	午前8時から午後6時まで

6 留意事項

(1) 供用日、供用時間等については、指定管理者が必要と認める場合には、市長の承認を得て変更することができます。

(2) 保守点検等その他の施設点検を行うため必要であると認める日及び時間については、本市と調整の上休場することができます。

4 引地川親水公園施設の概要

1 施設名 藤沢市立引地川親水公園

2 所在地 藤沢市大庭字中沢6510番

3 開設年月日等

(1) 都市計画決定年月日 ー

(2) 供用開始年月日 平成9年4月1日

(3) 供用済面積 16.14ha

(4) 公園種別 地区公園

4 施設概要

(1) 公園施設（有料公園施設以外の公園施設）

管理事務所、多目的広場、芝生広場、遊具広場、親水護岸、植栽、花壇、湿性植物園、藤棚、四阿、ベンチ、遊具類、園路、園名板、屋外トイレ、駐車場、駐輪場、照明灯、フェンス等

(2) 有料公園施設

球技場（大庭スポーツ広場）

5 公園施設の供用日等

(1) 有料公園施設を除く公園施設については、管理事務所、駐車場、駐輪場、屋外トイレ、公園管理用施設を除いて年間を通じて開放しています。

(2) 管理事務所等の供用日及び供用時間

①供用日及び供用時間

施設名	期 間	供 用 時 間
管理事務所	1月4日から3月31日まで及び 10月1日から12月28日までの日	午前8時30分から午後5時まで
	4月1日から5月31日まで及び 9月1日から9月30日までの日	午前8時から午後6時まで
	6月1日から8月31日までの日	午前8時から午後7時まで
第1駐車場（球技場横）	1月4日から3月31日まで及び 10月1日から12月28日までの日	午前9時から午後4時30分まで
	4月1日から5月31日まで及び 9月1日から9月30日までの日	午前9時から午後5時30分まで
	6月1日から8月31日までの日	午前9時から午後6時30分まで
第2駐車場	1月1日から12月31日までの日	常時開放
屋外トイレ	1月1日から3月31日まで及び 10月1日から12月28日までの日	午前8時10分から午後4時50分まで
	4月1日から5月31日まで及び 9月1日から9月30日までの日	午前8時10分から午後5時50分まで
	6月1日から8月31日までの日	午前8時10分から午後6時50分まで
屋外トイレの開閉時間は、指定管理者が、施設の安全管理上支障のない範囲で変更できるものとします。		

②休場日

施設名	休 場 日
管理事務所	12月29日から翌年1月3日までの日 月曜日（当日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は、その翌日、休日の翌日が休日の場合にはその翌日）
球技場横駐車場	なし
遊具広場横駐車場	なし
屋外トイレ	なし

6 有料公園施設の供用日等

①供用日及び供用時間

施設名	期 間	供 用 時 間
球技場	7月1日から12月27日	午前9時から午後5時まで

②休場日

施設名	休 場 日
球技場	12月28日から翌年6月30日までの日 第1・第3月曜日（当日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は、その翌日、休日の翌日が休日の場合にはその翌日）

7 有料公園施設等利用料金

藤沢市都市公園条例第21条別表第7を参照してください。

8 留意事項

- (1) 供用日、供用時間等については、指定管理者が必要と認める場合には、市長の承認を得て変更することができます。
- (2) 保守点検等その他の施設点検を行うため必要であると認める日及び時間については、本市と調整の上休場することができます。

5 桐原公園施設の概要

1 施設名 藤沢市立桐原公園

2 所在地 藤沢市桐原町5番

3 開設年月日等

- (1) 都市計画決定年月日 昭和45年11月2日（最終）（都市計画決定面積1.7ha）
- (2) 供用開始年月日 昭和42年4月1日
- (3) 供用済面積 1.70ha
- (4) 公園種別 近隣公園

4 施設概要

- (1) 公園施設（有料公園施設以外の公園施設）

芝生広場、植栽、花壇、パーゴラ、園路、屋外トイレ、駐車場、照明灯、フェンス等

(2) 有料公園施設

野球場（夜間照明設備有り）

5 公園施設の供用日等

(1) 有料公園施設を除く公園施設については、駐車場、屋外トイレを除いて年間を通じて開放しています。

(2) 駐車場、屋外トイレの供用日及び供用時間

①供用日及び供用時間

施設名	期 間	供 用 時 間
屋外トイレ	1月1日から12月31日までの日	午前8時から午後6時まで
	屋外トイレの開閉時間は、指定管理者が、施設の安全管理上支障のない範囲で変更できるものとします。	

②休場日

施設名	休 場 日
屋外トイレ	なし

③駐車場の供用日、供用時間及び休場日は、有料公園施設と同じです。

6 有料公園施設の供用日等

①供用日及び供用時間

施設名	期 間	供 用 時 間
野球場	2月1日から同月末日まで及び 12月1日から12月27日までの日	午前8時から午後4時まで
	3月1日から11月30日までの日	午前6時から午後9時まで

②休場日

施設名	休 場 日
野球場	12月28日から翌年1月末日までの日
	第1・第3月曜日（当日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は、その翌日、休日の翌日が休日の場合にはその翌日）

7 有料公園施設等利用料金

藤沢市都市公園条例第21条別表第7を参照してください。

8 留意事項

- (1) 供用日、供用時間等については、指定管理者が必要と認める場合には、市長の承認を得て変更することができます。
- (2) 保守点検等その他の施設点検を行うため必要であると認める日及び時間については、本市と調整の上休場することができます。

6 遠藤公園施設の概要

1 施設名 藤沢市立遠藤公園

2 所在地 藤沢市遠藤字南大平639番2

3 開設年月日等

- (1) 都市計画決定年月日 ー
- (2) 供用開始年月日 昭和60年8月1日
- (3) 供用済面積 2.06ha
- (4) 公園種別 近隣公園

4 施設概要

(1) 公園施設（有料公園施設以外の公園施設）

運動広場、芝生広場、自由広場、植栽、花壇、パーゴラ、園路、遊具類、屋外トイレ、駐輪場、照明灯、フェンス、テニスコート管理小屋等

(2) 有料公園施設

テニスコート（2面）

5 公園施設の供用日等

(1) 有料公園施設を除く公園施設については、屋外トイレを除いて年間を通じて開放しています。

(2) 屋外トイレ

①供用日及び供用時間

施設名	期 間	供 用 時 間
屋外トイレ	4月1日から8月31日までの日	午前8時30分から午後6時30分まで
	9月1日から3月31日までの日	午前8時30分から午後5時まで
屋外トイレの開閉時間は、指定管理者が、施設の安全管理上支障のない範囲で変更できるものとします。		

②休場日

施設名	休 場 日
屋外トイレ	なし

6 有料公園施設の供用日等

①供用日及び供用時間

施設名	期 間	供 用 時 間
テニスコート	1月5日から3月31日まで及び 9月1日から12月27日までの日	午前9時30分から午後4時30分まで
	4月1日から8月31日までの日	午前9時30分から午後6時30分まで

②休場日

施設名	休 場 日
テニスコート	12月28日から1月4日までの日 第1・第3月曜日（当日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、その翌日、休日の翌日が休日の場合にはその翌日）

7 有料公園施設等利用料金

藤沢市都市公園条例第21条別表第7を参照してください。

8 留意事項

- (1) 供用日、供用時間等については、指定管理者が必要と認める場合には、市長の承認を得て変更することができます。
- (2) 保守点検等その他の施設点検を行うため必要であると認める日及び時間については、本市と調整の上休場することができます。

7 湘南台公園施設の概要

1 施設名 藤沢市立湘南台公園

2 所在地 藤沢市湘南台七丁目16番

3 開設年月日等

- (1) 都市計画決定年月日 昭和46年12月28日（最終）（都市計画決定面積 約2.6ha）
- (2) 供用開始年月日 昭和51年5月1日
- (3) 供用済面積 2.65ha

(4) 公園種別 近隣公園

4 施設概要

(1) 公園施設（有料公園施設以外の公園施設）

芝生広場、遊具広場、多目的広場、エントランス、植栽、花壇、パーゴラ、園路、遊具類、屋外トイレ、照明灯、フェンス、管理倉庫、藤棚等

(2) 有料公園施設

テニスコート（2面）

5 公園施設の供用日等

(1) 有料公園施設を除く公園施設については、屋外トイレ、公園管理施設を除いて年間を通じて開放しています。

(2) 屋外トイレ

①供用日及び供用時間

施設名	期間	供用時間
屋外トイレ	4月1日から8月31日までの日	午前8時30分から午後6時30分まで
	9月1日から9月30日までの日	午前8時30分から午後6時まで
	10月1日から3月31日までの日	午前8時30分から午後5時まで

屋外トイレの開閉時間は、指定管理者が、施設の安全管理上支障のない範囲で変更できるものとします。

②休場日

施設名	休場日
屋外トイレ	なし

6 有料公園施設の供用日等

①供用日及び供用時間

施設名	期間	供用時間
テニスコート	1月5日から3月31日まで及び 9月1日から12月27日までの日	午前9時30分から午後4時30分まで
	4月1日から8月31日までの日	午前9時30分から午後6時30分まで

②休場日

施設名	休場日
テニスコート	12月28日から1月4日までの日
	第1・第3月曜日（当日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日となる場合は、その翌日、休日の翌日が休日の場合にはその翌日）

- 7 有料公園施設等利用料金
藤沢市都市公園条例第21条別表第7を参照してください。
- 8 留意事項
 - (1) 供用日、供用時間等については、指定管理者が必要と認める場合には、市長の承認を得て変更することができます。
 - (2) 保守点検等その他の施設点検を行うため必要であると認める日及び時間については、本市と調整の上休場することができます。

8 神台公園施設の概要

- 1 施設名 藤沢市立神台公園
- 2 所在地 藤沢市辻堂神台一丁目6番2
- 3 開設年月日等
 - (1) 都市計画決定年月日 平成17年12月13日（最終決定）（都市計画決定面積 約1.0ha）
 - (2) 供用開始年月日 平成24年3月31日
 - (3) 供用済面積 1.00ha
 - (4) 公園種別 近隣公園
- 4 施設概要
 - (1) 公園施設（有料公園施設以外の公園施設）
芝生広場、街角広場、植栽、園路、シェルター、藤棚、屋外トイレ、照明灯、車止め、フェンス等
 - (2) 有料公園施設
なし
- 5 公園施設の供用日等
 - (1) 年間を通じて開放しています。
 - (2) 屋外トイレ
 - ①供用日及び供用時間

施設名	期間	供用時間
屋外トイレ	1月1日から12月31日までの日	午前8時から午後6時まで
	屋外トイレの開閉時間は、指定管理者が、施設の安全管理上支障のない範囲で変更できるものとします。	

6 留意事項

- (1) 供用日、供用時間等については、指定管理者が必要と認める場合には、市長の承認を得て変更することができます。
- (2) 保守点検等その他の施設点検を行うため必要であると認める日及び時間については、本市と調整の上休場することができます。

9 西浜公園施設の概要

1 施設名 藤沢市立西浜公園

2 所在地 藤沢市片瀬海岸三丁目2932番925

3 開設年月日等

- (1) 都市計画決定年月日 昭和45年11月6日（最終）（都市計画決定面積 約0.8ha）
- (2) 供用開始年月日 昭和43年2月10日
- (3) 供用済面積 0.71ha
- (4) 公園種別 近隣公園

4 施設概要

(1) 公園施設（有料公園施設以外の公園施設）

園路、花壇、ブランコ、鉄棒、すべり台、シーソー、管くぐり、砂場、壁当てテニスコート、ベンチ、屋外トイレ、照明灯、銅像（太陽の像）園名石、管理事務所（2階部分の運営は除く）倉庫、フェンス等

(2) 有料公園施設

テニスコート2面（ハード）

5 公園施設の供用日等

(1) 有料公園施設を除く公園施設については、屋外トイレ、公園管理施設を除いて年間を通じて開放しています。

(2) 屋外トイレ

①供用日及び供用時間

施設名	期 間	供 用 時 間
屋外トイレ	1月5日から3月31日まで及び 9月1日から12月27日までの日	午前9時30分から午後4時30分まで
	4月1日から8月31日までの日	午前9時30分から午後6時30分まで
	屋外トイレの開閉時間は、指定管理者が、施設の安全管理上支障のない範囲で変更できるものとします。	

②休場日

施設名	休 場 日
屋外トイレ	なし

6 有料公園施設の供用日等

①供用日及び供用時間

施設名	期 間	供 用 時 間
テニスコート	1月5日から3月31日まで及び 9月1日から12月27日までの日	午前9時30分から午後4時30分まで
	4月1日から8月31日までの日	午前9時30分から午後6時30分まで

②休場日

施設名	休 場 日
テニスコート	12月28日から1月4日までの日
	第2・第4月曜日（国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたる場合はその翌日、休日の翌日が休日の場合にはその翌日)
	保守点検その他の施設点検を行うために必要であると認める日

7 有料公園施設等利用料金

藤沢市都市公園条例第21条別表第7を参照してください。

8 留意事項

(1) 供用日、供用時間等については、指定管理者が必要と認める場合には、市長の承認を得て変更することができます。

(2) 保守点検等その他の施設点検を行うため必要であると認める日及び時間については、本市と調整の上休場することができます。

10 辻堂南部公園施設の概要

1 施設名 藤沢市立辻堂南部公園

2 所在地 藤沢市辻堂西海岸三丁目7181番8

3 開設年月日等

(1) 都市計画決定年月日 ー

(2) 供用開始年月日 昭和58年3月31日

(3) 供用済面積 1.98ha

(4) 公園種別 近隣公園

4 施設概要

(1) 公園施設（有料公園施設以外の公園施設）

多目的広場、芝生広場、壁当てテニスコート、園路、植栽、歩道橋、ベンチ、照明灯、フェンス、管理事務所、駐車場、パーゴラ等

(2) 有料公園施設

野球場1面（9,228㎡、砂入り人工芝）、テニスコート5面（砂入り人工芝5面）

5 公園施設の供用日等

(1) 有料公園施設を除く公園施設。

①供用日及び供用時間

施設名	期 間	供 用 時 間
駐車場	1月5日から3月31日まで及び 9月1日から12月27日までの日	午前8時から午後5時まで
	4月1日から8月31日までの日	午前8時から午後7時まで

②休場日

施設名	休 場 日
駐車場	12月28日から1月4日までの日
	第2・第4月曜日（国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたる場合はその翌日、休日の翌日が休日の場合にはその翌日)
	保守点検その他の施設点検を行うために必要であると認める日

6 有料公園施設の供用日等

①供用日及び供用時間

施設名	期 間	供 用 時 間
野球場	1月5日から3月31日まで及び 9月1日から12月27日までの日	午前8時30分から午後4時30分まで
	4月1日から8月31日までの日	午前8時30分から午後6時30分まで
テニスコート	1月5日から3月31日まで及び 9月1日から12月27日までの日	午前9時30分から午後4時30分まで
	4月1日から8月31日までの日	午前9時30分から午後6時30分まで

②休場日

施設名	休 場 日
野球場、テニスコート	12月28日から1月4日までの日
	第2・第4月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合はその翌日、休日の翌日が休日の場合にはその翌日）
	保守点検その他の施設点検を行うために必要であると認める日

7 有料公園施設等利用料金

藤沢市都市公園条例第21条別表第7を参照してください。

8 留意事項

- (1) 供用日、供用時間等については、指定管理者が必要と認める場合には、市長の承認を得て変更することができます。
- (2) 保守点検等その他の施設点検を行うため必要であると認める日及び時間については、本市と調整の上休場することができます。

1.1 境川緑地施設の概要

1 施設名 藤沢市立境川緑地

2 所在地 藤沢市大鋸二丁目47番1他

3 開設年月日等

- (1) 都市計画決定年月日 昭和41年1月22日（最終）（都市計画決定面積 約38.1ha）
- (2) 供用開始年月日 昭和48年4月1日
- (3) 供用済面積 0.39ha
- (4) 公園種別 緑道

4 施設概要

- (1) 公園施設（有料公園施設以外の公園施設）
植栽、花壇、園路、照明灯、フェンス等
- (2) 有料公園施設
なし

5 公園施設の供用日等
年間を通じて開放しています。

- 6 留意事項
- (1) 供用日、供用時間等については、指定管理者が必要と認める場合には、市長の承認を得て変更することができます。
 - (2) 保守点検等その他の施設点検を行うため必要であると認める日及び時間については、本市と調整の上休場することができます。

1 2 引地川緑地施設の概要

- 1 施設名 藤沢市立引地川緑地
- 2 所在地 藤沢市鵜沼海岸二丁目～湘南台二丁目地内（竜宮橋～湘南台橋他）
- 3 開設年月日等
 - (1) 都市計画決定年月日 平成2年1月19日（最終）（都市計画決定面積 約36.4ha）
 - (2) 供用開始年月日 昭和45年4月1日
 - (3) 供用済面積 8.11ha
 - (4) 公園種別 緑道
- 4 施設概要
 - (1) 公園施設（有料公園施設以外の公園施設）
親水広場、遊具広場、植栽、花壇、パーゴラ、園路、ベンチ、遊具類、屋外トイレ、照明灯、フェンス等
 - (2) 有料公園施設
なし

5 公園施設の供用日等

- (1) 親水広場、屋外トイレ・公園管理施設を除いて年間を通じて開放しています。
- (2) 親水広場 ※噴水池は、現在ポンプ施設等、老朽化により故障中。修繕予定なし

①供用日及び供用時間

施設名	期間	供用時間
親水広場	4月1日から9月30日までの日	午前8時30分から午後6時まで
	10月1日から3月31日までの日	午前8時30分から午後5時まで

②休場日

施設名	休場日
親水広場	なし

(3) 屋外トイレ

①供用日及び供用時間

施設名	期間	供用時間
屋外トイレ	4月1日から9月30日までの日	午前8時30分から午後6時まで
	10月1日から3月31日までの日	午前8時30分から午後5時まで

屋外トイレの開閉時間は、指定管理者が、施設の安全管理上支障のない範囲で変更できるものとします。

②休場日

施設名	休場日
屋外トイレ	なし

6 留意事項

- (1) 供用日、供用時間等については、指定管理者が必要と認める場合には、市長の承認を得て変更することができます。
- (2) 保守点検等その他の施設点検を行うため必要であると認める日及び時間については、本市と調整の上休場することができます。

1 3 伊勢山緑地施設の概要

- 1 施設名 藤沢市立伊勢山緑地
- 2 所在地 藤沢四丁目6297番1

3 開設年月日等

- (1) 都市計画決定年月日 昭和 32 年 12 月 28 日（最終）（都市計画決定面積 約 4.27ha）
- (2) 供用開始年月日 昭和 26 年 5 月 20 日
- (3) 供用済面積 0.87ha
- (4) 公園種別 緑地

4 施設概要

- (1) 公園施設（有料公園施設以外の公園施設）
屋外トイレ、植栽、遊具類、照明灯、水飲み、ベンチ、パーゴラ、園路、フェンス等
- (2) 有料公園施設
なし

5 公園施設の供用日等

- (1) 年間を通じて開放しています。
- (2) 屋外トイレ

①供用日及び供用時間

施設名	期 間	供 用 時 間
屋外トイレ	4月1日から9月30日までの日	午前8時から午後6時30分まで
	その他の期間	午前8時30分から午後5時15分まで
※年末年始（12月29日から1月3日は除く）		

6 留意事項

- (1) 供用日、供用時間等については、指定管理者が必要と認める場合には、市長の承認を得て変更することができます。
- (2) 保守点検等その他の施設点検を行うため必要であると認める日及び時間については、本市と調整の上休場することができます。

1.4 烏森公園施設の概要

- 1 施設名 藤沢市立烏森公園
- 2 所在地 鵜沼神明二丁目907番

3 開設年月日等

- (1) 都市計画決定年月日 昭和 45 年 11 月 6 日（最終）（都市計画決定面積 約 0.61ha）
- (2) 供用開始年月日 昭和 34 年 4 月 1 日
- (3) 供用済面積 0.61ha
- (4) 公園種別 街区公園

4 施設概要

- (1) 公園施設（有料公園施設以外の公園施設）
屋外トイレ、植栽、遊具類、照明灯、水飲み、ベンチ、藤棚、園路、フェンス等
- (2) 有料公園施設
なし

5 公園施設の供用日等

- (1) 年間を通じて開放しています。
- (2) 屋外トイレ

①供用日及び供用時間

施設名	期間	供用時間
屋外トイレ	4月1日から9月30日までの日	午前8時から午後6時30分まで
	その他の期間	午前8時30分から午後5時15分まで

※年末年始（12月29日から1月3日は除く）

6 留意事項

- (1) 供用日、供用時間等については、指定管理者が必要と認める場合には、市長の承認を得て変更することができます。
- (2) 保守点検等その他の施設点検を行うため必要であると認める日及び時間については、本市と調整の上休場することができます。

1 5 柄沢公園施設の概要

- 1 施設名 藤沢市立柄沢公園
- 2 所在地 藤が岡三丁目20番
- 3 開設年月日等

- (1) 都市計画決定年月日 昭和45年11月6日(最終) (都市計画決定面積 約0.26ha)
- (2) 供用開始年月日 昭和39年4月1日
- (3) 供用済面積 0.26ha
- (4) 公園種別 街区公園

4 施設概要

- (1) 公園施設 (有料公園施設以外の公園施設)
 - 屋外トイレ、植栽、遊具類、照明灯、東屋、水飲み、ベンチ、フェンス等
- (2) 有料公園施設
 - なし

5 公園施設の供用日等

- (1) 年間を通じて開放しています。
- (2) 屋外トイレ

①供用日及び供用時間

施設名	期 間	供 用 時 間
屋外トイレ	4月1日から9月30日までの日	午前8時から午後6時30分まで
	その他の期間	午前8時30分から午後5時15分まで
※年末年始(12月29日から1月3日は除く)		

6 留意事項

- (1) 供用日、供用時間等については、指定管理者が必要と認める場合には、市長の承認を得て変更することができます。
- (2) 保守点検等その他の施設点検を行うため必要であると認める日及び時間については、本市と調整の上休場することができます。

16 円行公園施設の概要

- 1 施設名 藤沢市立円行公園
- 2 所在地 湘南台三丁目6番
- 3 開設年月日等

- (1) 都市計画決定年月日 昭和45年11月6日(最終) (都市計画決定面積 約0.90ha)
- (2) 供用開始年月日 昭和49年3月31日
- (3) 供用済面積 0.88ha
- (4) 公園種別 近隣公園

4 施設概要

- (1) 公園施設 (有料公園施設以外の公園施設)
遊具広場、梅林、屋外トイレ、植栽、遊具類、照明灯、藤棚、水飲み、ベンチ、フェンス等
- (2) 有料公園施設
なし

5 公園施設の供用日等

- (1) 年間を通じて開放しています。
- (2) 屋外トイレ

①供用日及び供用時間

施設名	期 間	供 用 時 間
屋外トイレ	4月1日から9月30日までの日	午前8時から午後6時30分まで
	その他の期間	午前8時30分から午後5時15分まで
※年末年始(12月29日から1月3日は除く)		

6 留意事項

- (1) 供用日、供用時間等については、指定管理者が必要と認める場合には、市長の承認を得て変更することができます。
- (2) 保守点検等その他の施設点検を行うため必要であると認める日及び時間については、本市と調整の上休場することができます。

17 翠ヶ丘公園施設の概要

- 1 施設名 藤沢市立翠ヶ丘公園
- 2 所在地 西富字西原593番2
- 3 開設年月日等

- (1) 都市計画決定年月日 昭和45年11月2日(最終) (都市計画決定面積 約2.50ha)
- (2) 供用開始年月日 昭和51年4月1日
- (3) 供用済面積 2.36ha
- (4) 公園種別 近隣公園

4 施設概要

- (1) 公園施設 (有料公園施設以外の公園施設)
 - 屋外トイレ、植栽、遊具類、照明灯、パーゴラ、水飲み、ベンチ、フェンス等
- (2) 有料公園施設
 - なし

5 公園施設の供用日等

- (1) 年間を通じて開放しています。
- (2) 屋外トイレ

①供用日及び供用時間

施設名	期 間	供 用 時 間
屋外トイレ	4月1日から9月30日までの日	午前8時から午後6時30分まで
	その他の期間	午前8時30分から午後5時15分まで
※年末年始(12月29日から1月3日は除く)		

6 留意事項

- (1) 供用日、供用時間等については、指定管理者が必要と認める場合には、市長の承認を得て変更することができます。
- (2) 保守点検等その他の施設点検を行うため必要であると認める日及び時間については、本市と調整の上休場することができます。

18 小糸台公園施設の概要

- 1 施設名 藤沢市立小糸台公園
- 2 所在地 大庭字七塚5055番18
- 3 開設年月日等

- (1) 都市計画決定年月日 昭和 53 年 11 月 1 日（最終）（都市計画決定面積 約 0.90ha）
- (2) 供用開始年月日 昭和 57 年 3 月 31 日
- (3) 供用済面積 1. 5 7 ha
- (4) 公園種別 近隣公園

4 施設概要

- (1) 公園施設（有料公園施設以外の公園施設）
屋外トイレ、植栽、遊具類、照明灯、水飲み、ベンチ、フェンス等
- (2) 有料公園施設
なし

5 公園施設の供用日等

- (1) 年間を通じて開放しています。
- (2) 屋外トイレ

①供用日及び供用時間

施設名	期 間	供 用 時 間
屋外トイレ	4月1日から9月30日までの日	午前8時から午後6時30分まで
	その他の期間	午前8時30分から午後5時15分まで
※年末年始（12月29日から1月3日は除く）		

6 留意事項

- (1) 供用日、供用時間等については、指定管理者が必要と認める場合には、市長の承認を得て変更することができます。
- (2) 保守点検等その他の施設点検を行うため必要であると認める日及び時間については、本市と調整の上休場することができます。

1 9 御殿辺公園施設の概要

1 施設名 藤沢市立御殿辺公園

2 所在地 藤沢二丁目 2 0 8 9 番 1

3 開設年月日等

- (1) 都市計画決定年月日 昭和 48 年 8 月 28 日（最終）（都市計画決定面積 約 1.40ha）

- (2) 供用開始年月日 昭和 59 年 3 月 31 日
- (3) 供用済面積 1. 1 2 ha
- (4) 公園種別 近隣公園

4 施設概要

- (1) 公園施設（有料公園施設以外の公園施設）
屋外トイレ、植栽、遊具類、照明灯、水飲み、藤棚、デッキ、ベンチ、フェンス等
- (2) 有料公園施設
なし

5 公園施設の供用日等

- (1) 年間を通じて開放しています。
- (2) 屋外トイレ

①供用日及び供用時間

施設名	期 間	供 用 時 間
屋外トイレ	4月1日から9月30日までの日	午前8時から午後6時30分まで
	その他の期間	午前8時30分から午後5時15分まで
※年末年始（12月29日から1月3日は除く）		

6 留意事項

- (1) 供用日、供用時間等については、指定管理者が必要と認める場合には、市長の承認を得て変更することができます。
- (2) 保守点検等その他の施設点検を行うため必要であると認める日及び時間については、本市と調整の上休場することができます。

20 二番構公園施設の概要

- 1 施設名 藤沢市立二番構公園
- 2 所在地 大庭字二番構 5 5 2 8 番
- 3 開設年月日等
 - (1) 都市計画決定年月日 昭和 62 年 7 月 17 日（最終）（都市計画決定面積 約 1.00ha）
 - (2) 供用開始年月日 昭和 60 年 8 月 1 日

(3) 供用済面積 0.97 ha

(4) 公園種別 近隣公園

4 施設概要

(1) 公園施設（有料公園施設以外の公園施設）

屋外トイレ、噴水池、和風流れ、カナル、植栽、遊具類、照明灯、藤棚、東屋、野外卓、水飲み、ベンチ、フェンス等

(2) 有料公園施設

なし

5 公園施設の供用日等

(1) 年間を通じて開放しています。

(2) 屋外トイレ

①供用日及び供用時間

施設名	期間	供用時間
屋外トイレ	4月1日から9月30日までの日	午前8時から午後6時30分まで
	その他の期間	午前8時30分から午後5時15分まで

※年末年始（12月29日から1月3日は除く）

6 留意事項

(1) 供用日、供用時間等については、指定管理者が必要と認める場合には、市長の承認を得て変更することができます。

(2) 保守点検等その他の施設点検を行うため必要であると認める日及び時間については、本市と調整の上休場することができます。

2.1 舟地蔵公園施設の概要

1 施設名 藤沢市立舟地蔵公園

2 所在地 大庭字小糸5143番

3 開設年月日等

(1) 都市計画決定年月日 昭和62年7月17日（最終）（都市計画決定面積 約1.50ha）

(2) 供用開始年月日 平成1年4月10日

(3) 供用済面積 1.48 ha

(4) 公園種別 近隣公園

4 施設概要

(1) 公園施設（有料公園施設以外の公園施設）

屋外トイレ、多目的広場、植栽、遊具類、照明灯、藤棚、水飲み、ベンチ、フェンス等

(2) 有料公園施設

なし

5 公園施設の供用日等

(1) 年間を通じて開放しています。

(2) 屋外トイレ

①供用日及び供用時間

施設名	期 間	供 用 時 間
屋外トイレ	4月1日から9月30日までの日	午前8時から午後6時30分まで
	その他の期間	午前8時30分から午後5時15分まで
※年末年始（12月29日から1月3日は除く）		

6 留意事項

(1) 供用日、供用時間等については、指定管理者が必要と認める場合には、市長の承認を得て変更することができます。

(2) 保守点検等その他の施設点検を行うため必要であると認める日及び時間については、本市と調整の上休場することができます。

2.2 天神公園施設の概要

1 施設名 藤沢市立天神公園

2 所在地 天神町二丁目14番

3 開設年月日等

(1) 都市計画決定年月日 昭和59年9月17日（最終）（都市計画決定面積 約0.70ha）

(2) 供用開始年月日 平成4年4月1日

(3) 供用済面積 0.70ha

(4) 公園種別 近隣公園

4 施設概要

(1) 公園施設（有料公園施設以外の公園施設）

屋外トイレ、自由広場、植栽、遊具類、照明灯、藤棚、野外卓、水飲み、ベンチ、フェンス等

(2) 有料公園施設

なし

5 公園施設の供用日等

(1) 年間を通じて開放しています。

(2) 屋外トイレ

①供用日及び供用時間

施設名	期間	供用時間
屋外トイレ	4月1日から9月30日までの日	午前8時から午後6時30分まで
	その他の期間	午前8時30分から午後5時15分まで
※年末年始（12月29日から1月3日は除く）		

6 留意事項

(1) 供用日、供用時間等については、指定管理者が必要と認める場合には、市長の承認を得て変更することができます。

(2) 保守点検等その他の施設点検を行うため必要であると認める日及び時間については、本市と調整の上休場することができます。

2 3 なかむら公園施設の概要

1 施設名 藤沢市立なかむら公園

2 所在地 石川一丁目29番36

3 開設年月日等

(1) 都市計画決定年月日 平成16年5月17日（最終）（都市計画決定面積 約1.30ha）

(2) 供用開始年月日 平成17年9月1日

(3) 供用済面積 1.34ha

(4) 公園種別 近隣公園

4 施設概要

(1) 公園施設（有料公園施設以外の公園施設）

屋外トイレ、植栽、遊具類、照明灯、東屋、藤棚、野外卓、水飲み、ベンチ、フェンス等

(2) 有料公園施設

なし

5 公園施設の供用日等

(1) 年間を通じて開放しています。

(2) 屋外トイレ

①供用日及び供用時間

施設名	期間	供用時間
屋外トイレ	4月1日から9月30日までの日	午前8時から午後6時30分まで
	その他の期間	午前8時30分から午後5時15分まで
※年末年始（12月29日から1月3日は除く）		

6 留意事項

(1) 供用日、供用時間等については、指定管理者が必要と認める場合には、市長の承認を得て変更することができます。

(2) 保守点検等その他の施設点検を行うため必要であると認める日及び時間については、本市と調整の上休場することができます。

2.4 宮ノ下公園施設の概要

1 施設名 藤沢市立宮ノ下公園

2 所在地 柄沢一丁目20番地の1

3 開設年月日等

(1) 都市計画決定年月日 平成25年12月18日（最終）（都市計画決定面積 約1.50ha）

(2) 供用開始年月日 平成31年4月1日

(3) 供用済面積 1.65ha

(4) 公園種別 近隣公園

4 施設概要

(1) 公園施設（有料公園施設以外の公園施設）

屋外トイレ、多目的広場、スポーツ広場、池、植栽、遊具類、照明灯、時計、東屋、パーゴラ、デッキ階段、水飲み、ベンチ、フェンス等

(2) 有料公園施設

なし

5 公園施設の供用日等

(1) 年間を通じて開放しています。

(2) 屋外トイレ

①供用日及び供用時間

施設名	期間	供用時間
屋外トイレ	4月1日から9月30日までの日	午前8時から午後6時30分まで
	その他の期間	午前8時30分から午後5時15分まで
※年末年始（12月29日から1月3日は除く）		

6 留意事項

(1) 供用日、供用時間等については、指定管理者が必要と認める場合には、市長の承認を得て変更することができます。

(2) 保守点検等その他の施設点検を行うため必要であると認める日及び時間については、本市と調整の上休場することができます。

2 5 下土棚遊水地公園施設の概要

1 施設名 藤沢市立下土棚遊水地公園

2 所在地 藤沢市下土棚字大下1274番2

3 開設年月日等

(1) 供用開始年月日 令和6年1月4日（予定）

(2) 供用済面積 2.83ha

(3) 公園種別 地区公園

4 施設概要

(1) 公園施設（有料公園施設以外の公園施設）

遊具類、屋外トイレ（管理期間内に設置予定）、芝生広場等、管理事務所、駐車場等

(2) 有料公園施設

なし

5 公園施設の供用日等

(1) 夜間利用制限を行うこととしているため、門扉等の閉鎖施錠を行い立入禁止とします。

(2) 管理事務所、駐車場

①供用日及び供用時間

施設名	期 間	供 用 時 間
管理事務所	1月4日から3月31日まで及び 10月1日から12月28日までの日	午前8時30分から午後5時まで
	4月1日から9月30日までの日	午前8時30分から午後6時まで
駐車場	1月1日から3月31日まで及び 10月1日から12月31日までの日	午前9時から午後4時30分まで
	4月1日から9月30日までの日	午前9時から午後5時30分まで

②休場日

施設名	休 場 日
管理事務所	12月29日から翌年1月3日までの日 月曜日（当日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は、その翌日、休日の翌日が休日の場合にはその翌日）
駐車場	なし

6 留意事項

(1) 供用日、供用時間等については、指定管理者が必要と認める場合には、市長の承認を得て変更することができます。

(2) 保守点検等その他の施設点検を行うため必要であると認める日及び時間については、本市と調整の上休場することができます。

新林公園管理数量表

1 全体面積 161,620 m²

2 施設概要

(1) 主要施設

区分	概要(数量等)
古民家	171.40 m ² (茅葺き)
長屋門	109.94 m ² (茅葺き) 平成21年度供用開始
池	1 箇所
湿性植物区	1 箇所
パーゴラ(藤棚)	4 箇所
入口広場	1 箇所
多目的広場	1 箇所
屋外トイレ	1 箇所 男女(夜間閉鎖)
その他施設	展望広場、休憩広場有り
駐車場	30 台

(2) 植物等管理

区分	概要(数量等)
芝生	2,938 m ²
植栽地	528 m ²
動力草刈	11,322 m ²
湿生植物地	1,018 m ²
土手・アゼ野草区	613 m ²
高木(常緑樹)	一式
高木(落葉樹)	
中木(常緑樹) H=200m未満	
中木(常緑樹) H=200m以上	
中木(落葉樹) H=200m未満	
中木(落葉樹) H=200m以上	
生垣H=1.0m内外	426 m
生垣H=2.0m内外	115 m
下木H=0.6m内外	2,023 m
フジC=30~59cm	11 本
フジC=60~89cm	2 本
西側民地境法面	1,050 m ²
その他樹林地	128,569 m ²
清掃	33,051 m ²
池循環ポンプ	一式

(3) 公園遊具等

区分	概要(数量等)
遊具(複合遊具)	2 基
遊具(滑り台)	1 基
遊具(ターザンロープ・ザイルクライミング)	2 基
遊具(タイヤ)	1 基

(4) その他

区分	概要(数量等)
照明灯	5 基
ベンチ	22 基
テーブルセット	6 基
側溝(鋼製蓋)	245 m
集水柵有蓋	2 箇所
100トン水槽	1 基(防災政策課管理)
防災倉庫	1 基(防災政策課管理)
水飲み場	2 基

大庭城址公園管理数量表

- 1 全体面積 125,789 m²
 2 施設概要

(1) 主要施設

区分	摘要（数量等）	
管理事務所棟	267.03	m ² （RC平屋建て）
屋外トイレ	3	箇所
大芝生広場	1	箇所
休憩広場	1	箇所
チビっ子冒険広場	1	箇所
花の広場	1	箇所
館跡広場	1	箇所
パーゴラ（藤棚）	4	箇所
足型の丘	284	m ²

(2) 植物管理

区分	摘要（数量等）	
清掃	66,218	m ²
芝生	17,568	m ²
動力草刈（芝生地）	5,490	m ²
動力草刈（空堀等）	17,200	m ²
動力草刈（北東西外周）	39+522=561	m ²
動力草刈（北側法面）	7,830	m ²
中木（常緑樹）	一式	
中木（落葉樹）	一式	
生垣高さ1.5m内外	476	m
下木高さ0.6m内外	3,860	m ²
植栽地	3,860	m ²
高木（常緑樹）	一式	
高木（落葉樹）	一式	
フジC=30～59cm	4	本
フジC=60～89cm	7	本
バラ	113	本
バラ園	106	m ²
その他樹林地	59,561	m ²

(3) 公園遊具等

区分	摘要（数量等）	
遊具（児童用複合遊具）	2	基
遊具（ザイルクライミング）	1	基
遊具（ループトンネル）	1	基
遊具（ローラースライダー）	1	基
遊具（スカイロープ）	1	基

(4) その他

区分	摘要（数量等）	
照明灯	18	基
ベンチ	20	基
側溝無蓋	51	m
側溝有蓋	436	m
集水柵	54	箇所
水飲み場	9	基

片瀬山公園管理数量表

- 1 全体面積 28,678 m²
 2 施設概要

(1) 主要施設

区分	摘要 (数量等)
屋外トイレ	1 箇所

(2) 植物管理

区分	摘要 (数量等)
高木 (落葉樹)	一式
中木 (常緑樹) H=200m以上	
下木H=1.0m内外	515 m ²
生垣H=1.0m内外	151 m
北側民地境法面	300 m ²
その他樹林地	18,778 m ²
清掃	10,090 m ²
動力草刈	4,589 m ²

(3) 公園遊具等

区分	摘要 (数量等)
遊具 (4連ブランコ)	1 基
遊具 (鉄棒)	1 基

(4) その他

区分	摘要 (数量等)
照明灯	8 基
ベンチ	15 基
集水樹有蓋	5 箇所
側溝 (鋼製蓋)	105 m
側溝 (コンクリート製蓋)	85 m
側溝 (蓋無し)	87 m

引地川親水公園管理数量表

- 1 全体面積 161,418 m²
 2 施設概要

(1) 主要施設

区分		摘要 (数量等)	
球技場 (有料公園施設)		1	面 天然芝
多目的広場		1	箇所
遊具広場		1	箇所
駐車場	球技場横	78	台
	遊具広場	54	台
屋外トイレ		3	箇所 右岸2・左岸1
管理事務所棟		132.50	m ² 、木造平屋建て
パーゴラ (藤棚)		3	箇所
湿性植物区		2	箇所

(2) 植物管理等

① 引地川親水公園左岸

区分		摘要 (数量等)	
芝生		37,509	m ²
下木 高さ0.6m内外		4,686	m ²
高木 (常緑樹)		一式	
高木 (落葉樹)			
生垣 H=1.0m内外		59	m
中木樹 (常緑樹) H=200cm未満		一式	
中木樹 (常緑樹) H=200cm以上			
中木樹 (落葉樹) H=200cm未満			
中木樹 (落葉樹) H=200cm以上			
フジ C=29cm以下		5	本
フジ C=30~59cm		16	本
清掃		57,158	m ²
地被類地内除草		988	m ²
動力草刈		6,237	m ²

② 引地川親水公園右岸

区分		摘要 (数量等)	
芝生		42,164	m ²
花壇		100	m ²
高木 (常緑樹)		一式	
高木 (落葉樹)			
中木 (常緑樹) H=200cm未満			
中木 (常緑樹) H=200cm以上			
中木 (落葉樹) H=200cm未満			
中木 (落葉樹) H=200cm以上			

区分	摘要（数量等）	
生垣 高さ2.0m内外	92	m
下木 高さ0.6m内外	1,828	m ²
フジ C=29cm以下	2	本
清掃	64,868	m ²
動力草刈	18,259	m ²
地被類地内除草	251	m ²

(3) 公園遊具等

① 引地川親水公園左岸

区分	摘要（数量等）	
遊具（ローラー滑り台）	1	基
遊具（4連ブランコ）	1	基
遊具（ロープウェー・デッキハウス）	1	基

② 引地川親水公園右岸

区分	摘要（数量等）	
遊具（健康遊具）	3	基

(4) その他

① 引地川親水公園左岸

区分	摘要（数量等）	
照明灯	22	基
藤棚	(大) 1箇所、130m	(小) 1箇所
テーブル	28	基
ベンチ	37	基
集水樹 有蓋	36	箇所
水飲み場	3	基

② 引地川親水公園右岸

区分	摘要（数量等）	
照明灯	20	基
藤棚	(小) 1箇所	
テーブル	19	基
ベンチ	19	基
集水樹 有蓋	16	箇所
水飲み場	1	基

桐原公園管理数量表

- 1 全体面積 16,988 m²
 2 施設概要

(1) 主要施設

区分	摘要 (数量等)
野球場 (有料公園施設)	2058.82 m ² (クレー、夜間照明設備有り)
駐車場	560 m ²
屋外トイレ	1 箇所

(2) 植物管理等

区分	摘要 (数量等)
芝生	2,544 m ²
下木 H=1.0m内外	517 m ²
動力草刈	3,204 m ²
高木 (常緑樹)	一式
高木 (落葉樹)	
中木 (常緑樹) H=200cm未満	
中木 (常緑樹) H=200cm以上	
清掃	10,182 m ²

(3) その他

区分	摘要 (数量等)
照明灯	4 基
ベンチ	14 基
集水桝 有蓋	3 箇所
水飲み場 公園	1 基
水飲み場 野球場	1 基

遠藤公園管理数量表

1 全体面積 20,551 m²

2 施設概要

(1) 主要施設

区分	摘要 (数量等)
テニスコート (有料公園施設)	2 面 (砂入り人工芝)
運動広場	1 箇所
屋外トイレ	1 箇所

(2) 植物管理等

区分	摘要 (数量等)
芝生	6,509 m ²
高木 (常緑樹)	一式
高木 (落葉樹)	
中木 常緑樹 200m未満	
中木 常緑樹 200m以上	
中木 落葉樹 200m未満	
中木 落葉樹 200cm以上	
生垣 高さ1.0m内外	162 m
下木 高さ0.6m内外	1,617 m ²
フジ C=29cm以下	1 本
フジ C=30~59cm	2 本
清掃	18,897 m ²
動力草刈	389 m ²

(3) 公園遊具等

区分	摘要 (数量等)
遊具 (ロープジャングルジム)	1 基
遊具 (ロープウェー)	1 基
健康遊具	2 基
砂場	1 箇所

(4) その他

区分	摘要 (数量等)
照明灯	10 基
ベンチ	7 基
集水樹 有蓋	15 箇所
側溝	40 m
水飲み場	1 基

湘南台公園管理数量表

- 1 全体面積 26,520 m²
 2 施設概要

(1) 主要施設

区分	摘要（数量等）	
屋外トイレ	1	箇所
テニスコート（有料公園施設）	2面	（砂入り人工芝）
多目的広場	1	箇所
遊具広場	1	箇所
屋外トイレ	1	箇所

(2) 植物管理等

区分	摘要（数量等）	
芝生	2,274	m ²
花壇	50	m ²
高木（常緑樹）	一式	
高木（落葉樹）		
高木（針葉樹）		
フジ C=30～59cm	3	本
フジ C=60～89cm	1	本
中木（常緑樹） H=200cm未満	一式	
中木（常緑樹） H=200cm以上		
中木（落葉樹） H=200cm未満		
下木 H=1.0m内外	1,819	m ²
清掃	25,205	m ²
動力草刈	12,288	m ²

(3) 公園遊具等

区分	摘要（数量等）	
遊具（複合遊具）	2	基
遊具（スプリング遊具・シーソー）	2	基
遊具（スプリング遊具・1人乗り）	1	基
遊具（4連ブランコ）	1	基
遊具（ロープウェー）	1	基
遊具（登り棒）	1	基

(4) その他

区分	摘要（数量等）	
照明灯	26	基
ベンチ	23	基
集水柵 有蓋	56	箇所
水飲み場	3	基

※その他災害用ベンチ型トイレ有り（10穴）、防災政策課管理

神台公園管理数量表

- 1 全体面積 10,000 m²
 2 施設概要

(1) 主要施設

区分	摘要 (数量等)	
遊具広場	1	箇所
芝生広場	1	箇所
休憩広場	1	箇所
街角広場	1	箇所
デッキ	1	箇所
パーゴラ (藤棚)	3	箇所
屋外トイレ (防災倉庫)	1	箇所

(2) 植物等管理

区分	摘要 (数量等)	
芝生	5,250	m ²
地被類	775	m ²
高木 (常緑樹)	一式	
高木 (落葉樹)		
中木 (常緑樹) H=200m以上		
中木 (落葉樹) H=200m以上		
下木H=0.6m以下	57	m ²
フジC=20cm程度	4	本
清掃	10,000	m ²
フラワーボット	14	基
地被類地内除草	775	m ²
動力草刈	5,250	m ²

(3) 公園遊具等

区分	摘要 (数量等)	
遊具 (滑り台)	1	基
遊具 (ジャングルジム)	1	基
遊具 (スイング遊具)	3	基
遊具 (スプリング遊具)	1	基
遊具 (親子健康遊具)	2	基

(4) その他

区分	摘要 (数量等)	
照明灯	8	基
フットライト	7	基
ハイブリット照明	1	基
ソーラー照明	4	基
誘導灯	7	基
ベンチ	52	基
テーブルセット	4	基
防災トイレ	10	基
車止め	37	基
集水桝 有蓋	37	箇所
側溝 鉄蓋	20	m
側溝 コンクリート蓋	277	m
雨水貯水槽	1	基
防災無線	1	基 (防災政策課管理)
100トン水槽	1	基 (防災政策課管理)
防火水槽	1	基 (防災政策課管理)
水飲み場	2	基

西浜公園管理数量表

1 全体面積 7,102 m²

2 主要施設概要

(1) テニスコート

区 分	摘要 (数量等)
ハードコート	2面 1,550 m ²

(2) 管理事務所

区 分	摘要 (数量等)	
建築面積	83.63 m ²	
延床面積	150 m ²	
構 造	木造2階建て	
諸室	1階	事務所、倉庫、更衣室、トイレ、資材置場
	2階	会議室、トイレ、倉庫

(5) その他施設

区 分	摘要 (数量等)
壁当てテニスコート	1箇所
倉庫	1棟
屋外トイレ	1棟

2 上記以外の公園施設

(1) 植物管理

区 分	摘要 (数量等)
高木(常緑樹) C=29cm以下	一式
高木(落葉樹) C=30~59cm	
中木(常緑樹) H=200cm未満	
中木(常緑樹) H=200cm以上	
中木(落葉樹) H=200cm未満	
中木(落葉樹) H=200cm以上	

(2) 公園遊具等

区 分	摘要 (数量等)
4連ブランコ	1基
3連低鉄棒	1基
すべり台	1基
シーソー	1基
砂場	1箇所
管くぐり	4基
ベンチ	6基
照明灯	5基
集水樹 有蓋	3箇所
水飲み場	1基

辻堂南部公園管理数量表

1 全体面積 19,809 m²

2 主要施設概要

(1) テニスコート

区 分	摘要 (数量等)
砂入り人工芝コート	5 面

(2) 野球場

区 分	摘要 (数量等)
野球場 (人工芝)	1 面 9228 m ²

(3) 管理事務所 (テニスコート脇)

区 分	摘要 (数量等)
建 築 面 積	45.9m ²
構 造	プレハブ平屋建て
諸 室	事務室、更衣室、トイレ

(4) 管理事務所 (野球場脇)

区 分	摘要 (数量等)
建 築 面 積	160.65m ² (床面積 91.8m ²)
構 造	鉄筋コンクリート平屋建て
諸 室	事務室、更衣室、トイレ

(5) その他主要施設

区 分	摘要 (数量等)
壁当てテニスコート	1 箇所
多目的広場	1 箇所 1829 m ²
芝生広場	1 箇所 361 m ²
駐車場	34 台

2 上記以外の公園施設

(1) 植物管理

区 分	摘要 (数量等)
植樹帯	1878.2 m ²

(2) その他施設

区 分	摘要 (数量等)
パーゴラ	2 箇所
歩道橋	2 箇所
園 路	952 m ²

境川緑地管理数量表

- 1 全体面積 3,864 m²
 2 施設概要

(1) 植物管理等

区分	摘要 (数量等)	
高木 (落葉樹)	一式	
中木手入 (常緑樹) H=200cm未満		
中木手入 (常緑樹) H=200cm以上		
中木手入 (落葉樹) H=200cm未満		
中木手入 (落葉樹) H=200cm以上		
下木刈込 (機械) H=0.6m内外	894	m ²
下木刈込 (機械) H=1.0m内外	84	m ²
園地清掃 (拾いゴミ・秋期清掃)	5,005	m ²
除草	2,500	m ²
下木地除草	1,055	m ²
車止め	19	基

引地川緑地管理数量表

- 1 全体面積 81,120 m²
 2 施設概要

(1) 主要施設

区分	摘要 (数量等)	
噴水池	1	箇所
屋外トイレ	1	箇所

(2) 植物管理

区分	摘要 (数量等)	
下木地除草	9,653	m ²
高木 (常緑樹)	一式	
高木 (落葉樹)		
中木 (常緑樹) H=200cm未満		
中木 (常緑樹) H=200cm以上		
中木 (落葉樹) H=200cm未満		
中木 (落葉樹) H=200cm以上		
下木H=0.6m内外	8,177	m ²
下木H=1.0m内外	4,008	m ²
フジC=29cm以下	12	本
フジC=30~59cm	24	本
フジC=60~89cm	1	本
清掃	64,481	m ²
除草	26,466	m ²

(3) 公園遊具等

区分	摘要 (数量等)	
遊具(シーソー)	1	基
遊具(タイヤブランコ)	1	基
遊具(滑り台)	3	基
遊具(鉄棒)	3	基
遊具(複合遊具)	1	基
遊具(ブランコ)	2	基
遊具(ぶら下がり棒)	1	基

(4) その他

区分	摘要 (数量等)	
照明灯	149	基
車止	218	基
集水桝	38	箇所
水飲み場	5	基
ベンチ	9	基
テーブルセット (内テーブルなし2基)	8	基
パーゴラ	2	基
縁台	2	基

伊勢山緑地管理数量表

- 1 全体面積 8,689 m²
 2 施設概要

(1) 主要施設

区分	摘要 (数量等)
屋外トイレ	1 箇所

(2) 植物等管理

区分	摘要 (数量等)
普通清掃	5,739 m ²
拾い清掃	1,147 m ²
機械除草 (肩掛け式)	3,719 m ²
高木	一式
中木	
下木刈込 (機械) H=0.6m内外	52 m ²

(3) 公園遊具等

区分	摘要 (数量等)
遊具 (ブランコ)	1 基
遊具 (滑り台)	1 基
遊具 (砂場)	1 基 (4.2m ²)
遊具 (シーソー)	1 基
健康遊具 (ベンチ類)	2 基

(4) その他

区分	摘要 (数量等)
照明灯	8 基
集水桝	8 箇所
水飲み場	1 基
ベンチ	9 基
パーゴラ	1 基
フットライト	16 基
記念碑	5 基
側溝 (鋼蓋)	38.9 m
側溝 (無蓋)	254.1 m

烏森公園管理数量表

- 1 全体面積 6,122 m²
 2 施設概要

(1) 主要施設

区分	摘要 (数量等)
屋外トイレ	1 箇所

(2) 植物等管理

区分	摘要 (数量等)
普通清掃	6,122 m ²
拾い清掃	1,224 m ²
機械除草 (肩掛け式)	2,948 m ²
生垣 (H=0.75~1.5m未満)	172 m ²
高木	一式
中木	
下木刈込 (機械) H=0.6m内外	185 m ²
フジC=30~59 c m	2 本

(3) 公園遊具等

区分	摘要 (数量等)
遊具(ブランコ)	1 基
遊具(滑り台)	1 基
遊具(雲梯)	1 基
遊具(鉄棒)	2 基
遊具(砂場)	1 基 (11.3m ²)
遊具(シーソー)	1 基
遊具(スプリング系)	3 基
健康遊具 (ベンチ類)	3 基
その他 (ヒューム管2、サイ1、迷路1)	5 基

(4) その他

区分	摘要 (数量等)
照明灯	3 基
ベンチ	12 基
集水桝	2 箇所
水飲み場	2 基
藤棚	1 基

柄沢公園管理数量表

1 全体面積 2,628 m²

2 施設概要

(1) 主要施設

区分	摘要 (数量等)
屋外トイレ	1 箇所

(2) 植物等管理

区分	摘要 (数量等)
普通清掃	2,628 m ²
拾い清掃	525 m ²
機械除草 (肩掛け式)	600 m ²
人力除草	0 m ²
高木	一式
中木	
下木 (H=0.6m未満)	10 m ²
生垣 (H=0.75~1.5m未満)	30 m ²
生垣 (H=1.5m以上)	0 m ²

(3) 公園遊具等

区分	摘要 (数量等)
遊具(ブランコ)	1 基
遊具(鉄棒)	1 基
遊具(砂場)	1 基 (38.5m ²)
遊具(複合遊具)	1 基

(4) その他

区分	摘要 (数量等)
照明灯	3 基
東屋	1 棟
ベンチ	7 基
溜桧	2 基
側溝 (ボルト付き鋼製蓋)	3 m
水飲み	1 基

円行公園管理数量表

- 1 全体面積 8,755 m²
 2 施設概要

(1) 主要施設

区分	摘要 (数量等)	
遊具広場	1	箇所
梅林	1	箇所
屋外トイレ	1	箇所

(2) 植物等管理

区分	摘要 (数量等)	
普通清掃	8,755	m ²
拾い清掃	1,751	m ²
機械除草 (肩掛け式)	2,434	m ²
高木	一式	
中木		
生垣 (H=0.75以上1.5m未満)	349	m ²
下木 (H=0.6m未満)	474	m ²
フジ (株立ち)	5	本
フジ	27	m ²

(3) 公園遊具等

区分	摘要 (数量等)	
遊具(ブランコ)	1	基
遊具(鉄棒)	1	基
遊具(砂場)	1	基 (16.6m ²)
遊具(スプリング系)	2	基
遊具(複合遊具)	1	基
遊具(動物モニュメント)	9	基

(4) その他

区分	摘要 (数量等)	
照明灯	7	基
ベンチ	2	基
藤棚	1	基
溜枡	9	箇所
側溝 (鋼製蓋)	17.9	m
側溝 (ボルト付き鋼製蓋)	2.3	m
水飲み	1	基
防火水槽	1	基

翠ヶ丘公園管理数量表

- 1 全体面積 12,590 m²
 2 施設概要

(1) 主要施設

区分	摘要 (数量等)
屋外トイレ	1 棟

(2) 植物等管理

区分	摘要 (数量等)
普通清掃	14,172 m ²
拾い清掃	2,834 m ²
機械除草 (肩掛け式)	1,500 m ²
機械除草 (ハンドガイド)	7,500 m ²
高木	一式
中木	
下木刈込 (機械) H=0.6m内外	102 m ²
下木刈込 (機械) H=1.5m内外	114 m ²

(3) 公園遊具等

区分	摘要 (数量等)
遊具(ブランコ)	1 基
遊具(滑り台)	1 基
遊具(鉄棒)	1 基
遊具(砂場)	1 基 (10.2m ²)
遊具(回転塔/フワフワカップ)	1 基
健康遊具 (ベンチ類)	2 基

(4) その他

区分	摘要 (数量等)
照明灯	3 基
ベンチ	6 基
集水樹	2 箇所
水飲み場	1 基
パーゴラ	1 基
側溝 (鋼製蓋)	39.7 m

小糸台公園管理数量表

- 1 全体面積 15,667 m²
 2 施設概要

(1) 主要施設

区分	摘要 (数量等)
屋外トイレ	1 棟

(2) 植物等管理

区分	摘要 (数量等)
普通清掃	15,667 m ²
拾い清掃	3,133 m ²
機械除草 (肩掛け式/幅刈り)	3,864 m ²
機械除草 (肩掛け式/全刈り)	6,727 m ²
急傾斜地除草 (全刈り)	4,828 m ²
人力除草	373 m ²
高木	一式
中木	
下木 (H=0.6m未満)	

(3) 公園遊具等

区分	摘要 (数量等)
健康遊具 (ベンチ類)	2 基

(4) その他

区分	摘要 (数量等)
照明灯	2 基
ベンチ	4 基
溜桧	5 箇所
側溝 (鋼製蓋有)	57.4 m
水飲み	1 基
手洗い	1 基

御 殿 辺 公 園 管 理 数 量 表

- 1 全体面積 11,218 m²
 2 施設概要

(1) 主要施設

区分	摘要 (数量等)
屋外トイレ	1 箇所

(2) 植物等管理

区分	摘要 (数量等)
普通清掃	11,218 m ²
拾い清掃	2,243 m ²
機械除草 (肩掛け式)	2,453 m ²
機械除草 (ハンドガイド)	7,582 m ²
生垣 (H=1.5m以上)	61 m ²
高木	一式
中木	
下木刈込 (機械) H=0.6m内外	375 m ²
下木刈込 (機械) H=1.5m内外	24 m ²

(3) 公園遊具等

区分	摘要 (数量等)
遊具 (複合遊具)	2 基
健康遊具 (ベンチ類)	4 基
その他 (ステップ3トンネルお店パネル)	5 基

(4) その他

区分	摘要 (数量等)
照明灯	7 基
ベンチ	8 箇所
集水枿	28 箇所
水飲み場	1 基
藤棚	1 基
デッキ	24 m ²

二 番 構 公 園 管 理 数 量 表

- 1 全体面積 9,740 m²
 2 施設概要

(1) 主要施設

区分	摘要 (数量等)	
屋外トイレ	1	箇所
噴水池	260	m ²
和風流れ	48	m ²
カナル	101	m ²

(2) 植物等管理

区分	摘要 (数量等)	
普通清掃	9,740	m ²
拾い清掃	1,948	m ²
機械除草 (肩掛け式)	1,978	m ²
機械除草 (ハンドガイド式)	1,419	m ²
人力除草	1,151	m ²
高木	一式	
中木	一式	
フジ	166.4	m ²
下木 (0.75~1.5m未満)	1,514	m ²
生垣 (H=1.5m以上)	72	m

(3) 公園遊具等

区分	摘要 (数量等)	
遊具 (鉄棒)	1	基
遊具 (複合遊具)	1	基

(4) その他

区分	摘要 (数量等)	
照明灯	20	基
藤棚	1	基
東屋	1	棟
野外卓	1	基
ベンチ	16	基
溜桧	17	箇所
側溝 (鋼製蓋)	64.8	箇所
水飲み	3	基

舟地蔵公園管理数量表

- 1 全体面積 14,819 m²
 2 施設概要

(1) 主要施設

区分	摘要（数量等）	
屋外トイレ	1	箇所
多目的広場	1	箇所

(2) 植物等管理

区分	摘要（数量等）	
普通清掃	14,819	m ²
拾い清掃	2,963	m ²
機械除草（肩掛け式）	1,529	m ²
機械除草（ハンドガイド式）	4,910	m ²
人力除草	1,346	m ²
高木	一式	
中木		
フジ	35.2	m ²
下木（H=0.6m未満）	1,959	m ²

(3) 公園遊具等

区分	摘要（数量等）	
遊具（砂場）	1	箇所 (12.9m ²)
遊具（複合遊具）	1	基
健康遊具（ベンチ類）	3	基

(4) その他

区分	摘要（数量等）	
照明灯	7	基
ベンチ	23	基
藤棚	1	基
溜枡	21	箇所
側溝（鋼製蓋）	8.6	m
水飲み	1	2

天神公園管理数量表

- 1 全体面積 6,984 m²
 2 施設概要

(1) 主要施設

区分	摘要 (数量等)	
屋外トイレ	1	箇所
自由広場	1	箇所
駐輪場	2	箇所

(2) 植物等管理

区分	摘要 (数量等)	
普通清掃	6,984	m ²
拾い清掃	1,396	m ²
機械除草 (肩掛け式)	1,972	m ²
機械除草 (ハンドガイド)	1,828	m ²
下木 (H=0.6m未満)	289	m ²
高木	一式	
中木		
フジ中密生 (30cm以上60cm未満)	2	本

(3) 公園遊具等

区分	摘要 (数量等)	
遊具(ブランコ)	1	基
遊具(鉄棒)	1	基
遊具(砂場)	1	基 (10.1m ²)
遊具(スプリング系)	3	基
遊具(複合遊具)	1	基

(4) その他

区分	摘要 (数量等)	
照明灯	5	基
藤棚	1	基
野外卓	3	基
ベンチ	3	基
水飲み	2	基
防火水槽	1	基
貯水槽 (100t)	1	基
倉庫	3	箇所
記念碑	1	箇所
溜枡	8	箇所
側溝 (鋼製蓋)	8	m

なかむら公園管理数量表

- 1 全体面積 13,444 m²
 2 施設概要

(1) 主要施設

区分	摘要 (数量等)
屋外トイレ	1 箇所

(2) 植物等管理 ※隣接墓地内管理分否

区分	摘要 (数量等)
普通清掃	13,575 m ²
拾い清掃	2,715 m ²
機械除草 (肩掛け式)	1,568 m ²
機械除草 (ハンドガイド式)	5,638 m ²
人力除草	1,768 m ²
伐竹	2,190 m ²
高木	一式
中木	
フジ	390 m ²
下木 (H=0.6m未満)	1,318 m ²
生垣 (H=0.75~1.5m未満)	29 m
生垣 (H=1.5m以上)	150 m

(3) 公園遊具等

区分	摘要 (数量等)
遊具 (ブランコ)	1 基
遊具 (滑り台)	1 基
遊具 (鉄棒)	1 基
遊具 (砂場)	1 基 (8.4m ²)
遊具 (ロープウェイ)	1 基
遊具 (複合遊具)	3 基
健康遊具 (ベンチ類)	3 基
健康遊具 (回転系)	1 基
その他 (アスレチック遊具)	2 基

(4) その他

区分	摘要 (数量等)
照明灯	13 基
東屋	2 棟
藤棚	1 基
野外卓	2 基
ベンチ	16 基
溜枿	2 基
側溝 (鋼製蓋)	14.5 m
側溝 (ボルト付き鋼製蓋)	1.5 m
水飲み	3 基

宮ノ下公園管理数量表

- 1 全体面積 16,454 m²
 2 施設概要

(1) 主要施設

区分	摘要（数量等）	
屋外トイレ	1	箇所
多目的広場	1	箇所
健康遊具広場	1	箇所
みんなの遊び場	1	箇所
スポーツ広場	1	箇所
池	1	箇所

(2) 植物等管理

区分	摘要（数量等）	
普通清掃	16,454	m ²
拾い清掃	3,290	m ²
池清掃	30	m ²
機械除草（肩掛け式）	3,614	m ²
機械除草（ハンドガイド式）	1,631	m ²
人力除草	170	m ²
急斜面除草	2,692	m ²
高木	一式	
中木		
下木（H=0.6m未満）	1,969	m ²

(3) 公園遊具等

区分	摘要（数量等）	
遊具（ブランコ）	1	基
遊具（鉄棒）	1	基
遊具（砂場）	1	基 (7.3m ²)
遊具（スプリング系）	2	基
遊具（複合遊具）	2	基
健康遊具（ベンチ類）	5	基

(4) その他

区分	摘要（数量等）	
照明灯	18	基
時計	1	基
東屋	1	棟
パーゴラ	2	基
ベンチ	17	基
デッキ階段	1	箇所
溜桧	43	基
側溝（鋼製蓋）	346.3	m
側溝（ボルト付き鋼製蓋）	3.6	m
水飲み	1	基

下土棚遊水地公園管理数量表

- 1 全体面積 28,338 m² ※A池全体
 2 施設概要

(1) 主要施設

区分		摘要 (数量等)	
憩い広場		1	箇所
活動芝生広場		1	箇所 天然芝
活動グラウンド		1	箇所
駐車場	進入路下	16	台
	憩い広場横	20	台
屋内トイレ		1	箇所 管理センター内
管理事務所		203	m ² 管理センター内
会議室		104	m ²

(2) 植物管理等

区分		摘要 (数量等)	
芝生		6,600	m ²
下木 高さ0.6m内外		438	m ²
高木 (常緑樹)		一式	
高木 (落葉樹)			
清掃		25,265	m ²
動力草刈		8,237	m ²

遊水地緊急時の対応（水害）

引地川親水公園及び下土棚遊水地公園は遊水地を利用し、公園施設を設けています。については、緊急時の対応は次のとおりとします。

1 緊急時の対応

緊急時においては、以下の整備が自動作動するので、作動した時点で園内を巡視するものとし、来園者がいた場合には、速やかに退園させること。

また、園内に水がたまっている場合には、園内への利用者の立入を一切禁止し、水が完全に引いたのを確認できた時点で立入禁止を解除し、開放するものとする。

2 監視システム作動フロー

河川平均水位	回転灯	電光掲示板	放送設備
引地川親水公園 5.5m～6.0m 下土棚遊水地公園 17.56m～18.06m	作動	(注意) [表示内容] 「川の水がふえています。遊水地に入らないでください。」	(注意) [放送内容] 「引地川が増水しています。遊水地の中にいる人は、ただちに出てください。」
引地川親水公園 6.0m～6.5m (放送は～6.7m) 下土棚遊水地公園 18.06m～18.76m	作動	(注意) [表示内容] 「川から水が入ってきます。急いで遊水地から出てください。」	(注意) [放送内容] 「まもなく遊水地に水が入ってきます。危険ですから中にいる人は至急出てください。」
引地川親水公園 6.5m以上 (放送は6.7m以上) 下土棚遊水地公園 18.76m以上	作動	(注意) [表示内容] 「川から水が入ってきています。遊水地に入らないでください。」	(注意) [放送内容] 「遊水地に水が入ってきています。危険ですから中に入らないで下さい。」

※下土棚遊水地公園はA池の場合とします。

3 清掃・管理について

洪水後の園内に散乱しているゴミの除去や、グラウンド、芝生及び各施設の散水清掃は、指定管理者が洪水後の清掃として行うものとする、なお、本格的な清掃用の設備はないため、越水後の清掃には状況により高压洗浄車の使用等も必要となる。ただし、大量の土砂や流木の除去作業は、別途協議するものとする。

ウェブアプリケーションのセキュリティ対策に関する仕様書

1 趣旨

この仕様書は、藤沢市立新林公園ほか24公園の管理運営に関する基本協定書（以下「本協定」という。）において、本協定の指定管理者がホームページの改ざん等をはじめとしたインターネット上の脅威に対処するため、開発及び運用等において、ウェブアプリケーションに対して実施する対策について定めることを目的とする。なお、本仕様書は、本協定に基づき再委託を受けた者等についても適用する。

2 開発・改修時に実施する対策

指定管理者は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が策定した「安全なウェブサイトの作り方 改訂第7版」の内容を理解するとともに、別紙1「ウェブアプリケーションのセキュリティチェックシート」（以下、チェックシート）に定める対策等を実施すること。

チェックシートの各実施項目について「対応済」、「未対策」、「対応不要」のいずれかをチェックすること。

ウェブアプリケーションに脆弱性がないことが明らかである場合、当該項目に「対応不要」にすることができる。

指定管理者は、チェックシートに基づき、全ての脆弱性を確認した上で、運用開始までに本市に対して提出するものとする。

チェックシートの選択項目

対応済	対策を実施している場合に選択。
未対策	対策の実施は必要であるが、何らかの理由により未実施の場合に選択し、その理由及び未対策であることにより発生するリスクへの対応方法についても記載すること。
対応不要	脆弱性が存在しない実装である場合やすでに他の対策を実施し、対策自体が不要であると判断される場合に選択し、その理由についても記載すること。

3 ウェブアプリケーション運用のためのセキュリティ対策

指定管理者は、ウェブサイトを安全に運用するために次のセキュリティ対策を施さなければならない。なお、ウェブサイトの運用にあたりレンタルサーバを利用

する場合は、(2) から (5) 及び (10) に記載の対応もしくは準ずる対応が可能なレンタルサーバを選択しなければならない。

(1) 保守体制表の提出について

指定管理者は、本番運用開始までに、保守体制表を本市に提出しなければならない。また、業務の途中で体制に変更があった場合は、速やかに書面により本市に通知すること。

(2) ファイアウォールの導入

必要なポートへの通信だけを許可するようルールを設定し、ウェブサイト内の情報の書き換え、漏洩等の攻撃を防がなければならない。また、ログの取得機能は有効にし、定期的に取得したログの保存や、解析を行わなければならない。

(3) ウイルス対策ソフトの導入

ウェブアプリケーションが稼働するサーバにウイルス対策ソフトを導入し、保護しなければならない。また、ソフトウェア及びパターンファイルを最新の状態に保たなければならない。

(4) 適切なリソース管理、負荷分散の導入

ウェブサイトのアクセスに対し、安定してサーバを稼働させるために適切なサーバ容量を確保するとともに、必要に応じて負荷分散装置(ロードバランサー)やキャッシュサーバの導入を行わなければならない。

(5) セキュリティパッチの適用

ウェブサーバのアプリケーション、CMS、OS、ミドルウェア等の構成要素の全てについて、脆弱性が発見され対応パッチが公開された際は、1週間以内に適応させなければならない。1週間以内に対応できない場合、指定管理者は、速やかに本市と協議し、適応時期や適応までの暫定対応について決定すること。

(6) 不必要なサービスの停止・アプリケーションの削除

不必要なサービスは停止するか、削除しなければならない。サービスを提供しているポート以外に対する要求に対し応答を返さないよう、フィルタリングを施さなければならない。

(7) アカウントの適切な管理

管理者権限のアカウントは必要最低限とし、不要なアカウントは削除しなければならない。また、パスワードは英数大文字混在で8文字以上の良質なものを設定しなければならない。設定したパスワードについては、少なくとも180日程度で変更することとする。

(8) 新たに発見される脆弱性への対応

指定管理者は、本市が契約期間中、外部のセキュリティ診断等を実施し、

新たに脆弱性が発見された場合、必要なセキュリティ対策を施さなければならない。

ただし、対応に新たな費用が発生する場合、その負担について本市と協議の上決定すること。

(9) その他の対策

その他、本市と協議し、必要なセキュリティ対策がある場合は施さなければならない。

(10) 監視体制

ウェブサイトの構築後は、構築したサーバの監視を十分に行い、異常を検知することができる体制を整えること。

検知対象は、D o s 攻撃、改ざん、サーバ負荷の急増及び外部C & Cサーバ等への通信等とする。

指定管理者は、これらの異常を検知した際は、直ちにウェブサーバの運用を停止し、本市に連絡するとともに、対応を協議すること。

(11) 報告事項

指定管理者は、構築したシステム内で使用しているソフトウェアの種類やバージョン等について別紙2「ウェブサーバの運用環境報告」にて、契約締結後1週間以内に本市に報告すること。

また、これらのソフトウェア等に関するアップデート状況等について別紙3「ソフトウェア等の運用報告」にて翌月10日までに報告すること。

4 インシデント発生時の対応

ウェブアプリケーションに、D o s 攻撃、不正アクセス等のサイバー攻撃や、サーバの故障、停止等のインシデントが発生した場合は、ただちに本市へ連絡し状況を報告しなければならない。対応は本市と協議の上行い、必要に応じて、原因究明、復旧対応、プレス発表の協力等を行わなければならない。

また、インシデント対応完了後、速やかに書面にて、報告すること。

5 監督

本市は、提出された書類等の内容について確認が必要と認められる場合は、実地に調査を行うことができるものとし、指定管理者はこれに協力しなければならない。

6 損害賠償

指定管理者は、本仕様書に違反し脆弱性等が存在した場合、当該脆弱性等により本市に発生する損害について、その賠償の責に任ずるものとする。

なお、賠償内容については本市と指定管理者が協議の上、決定するものとする。

7 協議事項

本仕様書に定める脆弱性項目以外に、新たに脆弱性が発見され、当該脆弱性を狙った攻撃が急増するなど被害発生が予測される場合は、本市と指定管理者が協議の上、対策の実施有無を決めるものとする。

8 その他

本市は、本仕様書に定める各様式を、本市ホームページにて公開するものとする。

以 上

別紙1

■ ウェブアプリケーションのセキュリティチェックシート

No	脆弱性の種類	チェック	実施項目	未対策・対応不要の場合は理由を記載
1	SQLインジェクション	※ <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 未対策 <input type="checkbox"/> 対応不要	SQL文の組み立ては全てプレースホルダで実装する。	
			SQL文の構成を文字列連結により行う場合は、アプリケーションの変数をSQL文のリテラルとして正しく構成する。	
		<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 未対策 <input type="checkbox"/> 対応不要	ウェブアプリケーションに渡されるパラメータにSQL文を直接指定しない。	
		<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 未対策 <input type="checkbox"/> 対応不要	エラーメッセージをそのままブラウザに表示しない。	
		<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 未対策 <input type="checkbox"/> 対応不要	データベースアカウントに適切な権限を与える。	
2	OSコマンド・インジェクション	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 未対策 <input type="checkbox"/> 対応不要	シェルを起動できる言語機能の利用を避ける。	
		<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 未対策 <input type="checkbox"/> 対応不要	シェルを起動できる言語機能を利用する場合は、その引数を構成する全ての変数に対してチェックを行い、あらかじめ許可した処理のみを実行する。	
3	パス名パラメータの未チェック ／ディレクトリ・トラバーサル	※ <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 未対策 <input type="checkbox"/> 対応不要	外部からのパラメータでウェブサーバ内のファイル名を直接指定する実装を避ける。	
			ファイルを開く際は、固定のディレクトリを指定し、かつファイル名にディレクトリ名が含まれないようにする。	
		<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 未対策 <input type="checkbox"/> 対応不要	ウェブサーバ内のファイルへのアクセス権限の設定を正しく管理する。	
		<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 未対策 <input type="checkbox"/> 対応不要	ファイル名のチェックを行う。	
4	セッション管理の不備	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 未対策 <input type="checkbox"/> 対応不要	セッションIDを推測が困難なものにする。	
		<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 未対策 <input type="checkbox"/> 対応不要	セッションIDをURL/パラメータに格納しない。	
		<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 未対策 <input type="checkbox"/> 対応不要	HTTPS通信で利用するCookieにはsecure属性を加える。	
		※ <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 未対策 <input type="checkbox"/> 対応不要	ログイン成功後に、新しくセッションを開始する。	
			ログイン成功後に、既存のセッションIDとは別に秘密情報を発行し、ページの遷移ごとにその値を確認する。	
	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 未対策 <input type="checkbox"/> 対応不要	セッションIDを固定値にしない。		
	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 未対策 <input type="checkbox"/> 対応不要	セッションIDをCookieにセットする場合、有効期限の設定に注意する。		

※ このチェック項目の「対応済」のチェックは、実施項目のいずれかを実施した場合にチェックします。

■ ウェブアプリケーションのセキュリティチェックシート

No	脆弱性の種類	チェック	実施項目	未対策・対応不要の場合は理由を記載
5	クロスサイト・スクリプティング	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 未対策 <input type="checkbox"/> 対応不要	ウェブページに出力する全ての要素に対して、エスケープ処理を施す。	
		<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 未対策 <input type="checkbox"/> 対応不要	URLを出力するときは、「http://」や「https://」で始まるURLのみを許可する。	
		<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 未対策 <input type="checkbox"/> 対応不要	<script>...</script> 要素の内容を動的に生成しない。	
		<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 未対策 <input type="checkbox"/> 対応不要	スタイルシートを任意のサイトから取り込めるようにしない。	
		<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 未対策 <input type="checkbox"/> 対応不要	入力値の内容チェックを行う。	
	HTMLテキストの入力を許可しない場合の対策	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 未対策 <input type="checkbox"/> 対応不要	入力されたHTMLテキストから構文解析木を作成し、スクリプトを含まない必要な要素のみを抽出する。	
		<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 未対策 <input type="checkbox"/> 対応不要	入力されたHTMLテキストから、スクリプトに該当する文字列を排除する。	
		<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 未対策 <input type="checkbox"/> 対応不要	HTTPレスポンスヘッダのContent-Typeフィールドに文字コード(charset)の指定を行う。	
	全てのウェブアプリケーションに共通の対策	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 未対策 <input type="checkbox"/> 対応不要	Cookie情報の漏えい対策として、発行するCookieにHttpOnly属性を加え、TRACEメソッドを無効化する。	
		<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 未対策 <input type="checkbox"/> 対応不要	クロスサイト・スクリプティングの潜在的な脆弱性対策として有効なブラウザの機能を有効にするレスポンスヘッダを返す。	
6	CSRF (クロスサイト・リクエスト・フォージェリ)	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 未対策 <input type="checkbox"/> 対応不要	処理を実行するページを POST メソッドでアクセスするようにし、その「hiddenパラメータ」に秘密情報が挿入されるよう、前のページを自動生成して、実行ページではその値が正しい場合のみ処理を実行する。	
		<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 未対策 <input type="checkbox"/> 対応不要	※ 処理を実行する直前のページで再度パスワードの入力を求め、実行ページでは、再度入力されたパスワードが正しい場合のみ処理を実行する。	
		<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 未対策 <input type="checkbox"/> 対応不要	Refererが正しいリンク元かを確認し、正しい場合のみ処理を実行する。	
		<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 未対策 <input type="checkbox"/> 対応不要	重要な操作を行った際に、その旨を登録済みのメールアドレスに自動送信する。	
7	HTTPヘッダ・インジェクション	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 未対策 <input type="checkbox"/> 対応不要	※ ヘッダの出力を直接行わず、ウェブアプリケーションの実行環境や言語に用意されているヘッダ出力用APIを使用する。	
		<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 未対策 <input type="checkbox"/> 対応不要	改行コードを適切に処理するヘッダ出力用APIを利用できない場合は、改行を許可しないよう、開発者自身で適切な処理を実装する。	
		<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 未対策 <input type="checkbox"/> 対応不要	外部からの入力の全てについて、改行コードを削除する。	

※ このチェック項目の「対応済」のチェックは、実施項目のいずれかを実施した場合にチェックします。

■ ウェブアプリケーションのセキュリティチェックシート

No	脆弱性の種類	チェック	実施項目	未対策・対応不要の場合は理由を記載
8	メールヘッダ・インジェクション	※ <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 未対策 <input type="checkbox"/> 対応不要	メールヘッダを固定値にして、外部からの入力はすべてメール本文に出力する。	
			ウェブアプリケーションの実行環境や言語に用意されているメール送信用APIを使用する(8-(i)を採用できない場合)。	
		<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 未対策 <input type="checkbox"/> 対応不要	HTMLで宛先を指定しない。	
		<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 未対策 <input type="checkbox"/> 対応不要	外部からの入力の全てについて、改行コードを削除する。	
9	クリックジャッキング	※ <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 未対策 <input type="checkbox"/> 対応不要	HTTPレスポンスヘッダに、X-Frame-Optionsヘッダフィールドを出力し、他ドメインのサイトからのframe要素やiframe要素による読み込みを制限する。	
			処理を実行する直前のページで再度パスワードの入力を求め、実行ページでは、再度入力されたパスワードが正しい場合のみ処理を実行する。	
		<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 未対策 <input type="checkbox"/> 対応不要	重要な処理は、一連の操作をマウスのみで実行できないようにする。	
10	バッファオーバーフロー	※ <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 未対策 <input type="checkbox"/> 対応不要	直接メモリにアクセスできない言語で記述する。	
			直接メモリにアクセスできる言語で記述する部分を最小限にする。	
		<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 未対策 <input type="checkbox"/> 対応不要	脆弱性が修正されたバージョンのライブラリを使用する。	
11	アクセス制御や認可制御の欠落	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 未対策 <input type="checkbox"/> 対応不要	アクセス制御機能による防御措置が必要とされるウェブサイトには、パスワード等の秘密情報の入力を必要とする認証機能を設ける。	
		<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 未対策 <input type="checkbox"/> 対応不要	認証機能に加えて認可制御の処理を実装し、ログイン中の利用者が他人になりすましてアクセスできないようにする。	

※ このチェック項目の「対応済」のチェックは、実施項目のいずれかを実施した場合にチェックします。

上記以外の脆弱性で確認すべき内容

No	脆弱性の種類	チェック	実施内容	備考
		<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 未対策 <input type="checkbox"/> 対応不要		
		<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 未対策 <input type="checkbox"/> 対応不要		
		<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 未対策 <input type="checkbox"/> 対応不要		
		<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 未対策 <input type="checkbox"/> 対応不要		
		<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 未対策 <input type="checkbox"/> 対応不要		

別紙 2

年 月 日

藤沢市長

所在地
指定管理者名
代表者名

ウェブサーバの運用環境報告

藤沢市立新林公園ほか24公園の管理運営に関する基本協定書において構築（運用）した〇〇〇〇サイトは、次の環境で構築（運用）しております。

記載日時	年 月 日 時点
ウェブアプリケーション	
ミドルウェア	
OS	
ハードウェアスペック（ハード環境）	
ハードウェア設置事業者	
その他備考	

以上

別紙 2

記載例

年 月 日

藤沢市長

所在地
指定管理者名
代表者名

ウェブサーバの運用環境報告

〇〇〇〇〇〇基本協定書において構築（運用）した〇〇〇〇サイトは、次の環境で構築（運用）しております。

記載日時	2016年 1月 20日 時点
ウェブアプリケーション	CMS「Joomla!」Ver〇. 〇. 〇を利用し、サイトを構築
ミドルウェア	・Apache 〇〇、MySQL〇〇、PHPVer〇〇
OS	Red Hat Enterprise 〇〇
ハードウェアスペック（ハード環境）	・OS〇〇、・CPU〇〇、HDD〇〇
ハードウェア設置事業者	〇〇クラウド株式会社
その他備考	WAFを導入している クラウド会社で基本事項（回線、負荷等）を監視している。 週次で点検を行っている。

以上

別紙 3

年 月 日

藤沢市長

所在地
指定管理者名
代表者名

ソフトウェア等の運用報告

藤沢市立新林公園ほか24公園の管理運営に関する基本協定書において運用している〇〇〇サイトについて、使用しているソフトウェア等に関するアップデート状況を次のとおり報告します。

使用しているソフトウェア等	最新バージョン	適用しているバージョン	適用しているバージョンが最新ではない場合の理由

以上

別紙 3

記載例

年 月 日

藤沢市長

所在地
 指定管理者名
 代表者名

ソフトウェア等の運用報告

〇〇〇〇〇〇基本協定書において運用している〇〇〇〇〇〇サイトについて、使用しているソフトウェア等に関するアップデート状況を次のとおり報告します。

記載日時	2016年 〇月 〇日 時点		
使用しているソフトウェア等	最新バージョン	適用しているバージョン	適用しているバージョンが最新ではない場合の理由等
Joomla!	〇. 〇. 〇	△. △. △	〇月〇日更新予定
Apatche	〇. 〇. 〇	〇. 〇. 〇	
MySQL	〇. 〇. 〇	〇. 〇. 〇	
PHP	〇. 〇. 〇	△. △. △	システムの動作確認が必要なため、更新日は別途調整中
Red Hat Enterprise	〇. 〇. 〇	〇. 〇. 〇	

以上